第３次
真岡市男女共同参画社会づくり計画
（案）

平成 28 年 11 月

真　岡　市

（表紙裏）

目次

第１章　計画の策定にあたって 1

第１節　計画策定の趣旨 1
第２節　計画策定の背景 2
（１）国の動き 2
（２）県の動き 3
（３）近年の新たな課題 4
第３節　計画の位置付け 5
第４節　計画の期間 6
第５節　計画の策定経過 7

第２章　市の状況 9

第１節　統計にみる現状 9
（１）人口・人口動態の状況 9
（２）婚姻の状況 12
（３）雇用・就労の状況 13
（４）政策・方針決定等における登用状況 14
第２節　市民意識調査にみる現状 15
（１）男女の地位の平等感について 15
（２）夫婦間の家事分担について 17
（３）女性の就労・再就職について 18
（４）地域・社会参画について 21
（５）政策・方針決定の場への女性参画について 21
（６）男女間の暴力について 22
（７）今後必要な取組について 24
第３節　事業所実態調査にみる現状 25
（１）管理職や女性登用の現状について 25
（２）事業所における取組について 26
（３）今後必要な取組について 27
第４節　第２次計画の達成状況 29
（１）計画推進状況調査にみる達成状況 29
（２）基本目標ごとの成果と課題 30
第５節　市の課題のまとめ 32

第３章　計画の基本的な考え方 35
第１節　基本理念 35
第２節　基本目標 36
第３節　計画の体系 38

第４章　計画の内容 39
基本目標１　人権の尊重と男女共同参画意識づくりの促進 39
施策の方向１　男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 39
施策の方向２　生涯にわたる心身の健康づくりの推進 44
施策の方向３　あらゆる暴力の根絶 47
基本目標２　仕事と家庭の両立支援の推進 50
施策の方向４　就労の場における男女共同参画の推進 50
施策の方向５　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 53
基本目標３　あらゆる分野における男女共同参画の推進 56
施策の方向６　政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 56
施策の方向７　地域における男女共同参画の推進 58
数値目標一覧 60

第５章　計画の推進 62
第１節　計画の推進体制 62
（１）市民、事業者、団体、関係機関等との連携 62
（２）国、県、他市町村の情報収集と連携 62
（３）計画内容の周知 62
第２節　計画の進行管理 63
（１）成果の把握 63
（２）計画の進行管理 63

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

すべての人が、性別にかかわらず、社会の一員として互いを認め合い、その個性と能力を発揮できる社会を築くことは、少子高齢化、経済活動のグローバル化、地域社会におけるコミュニティの変化が進む現代において、より一層重要となっています。

国では、平成 11 年６月に「男女共同参画社会基本法」を施行、翌年の平成 12 年 12 月には「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する総合的な取組を推進してきました。平成 27 年 12 月には、新たな課題に対応すべく「男女共同参画基本計画（第４次)」を策定しています。また、平成 27 年８月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。)」が成立し、女性の活躍できる社会づくりに向けて、取組を展開しています。

栃木県も、平成 13 年３月に「とちぎ男女共同参画プラン」を策定、平成 14 年 12 月には「栃木県男女共同参画推進条例」を制定、平成 15 年４月１日には同条例を施行し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向けて、総合的な諸政策を推進してきました。平成 28 年３月には「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画)」を策定し、県における男女共同参画施策のさらなる推進を図っています。さらに、同３月に「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を策定し、活力ある地域社会の実現に向けて、女性の活躍を推進しています。

真岡市においては、平成 14 年３月に「真岡市男女共同参画社会づくり計画」（平成 14 年度～平成 23 年度）を策定し、様々な取組を展開してきました。また、平成 19 年３月に、「真岡市男女共同参画社会づくり計画　後期実施計画」（平成 19 年度～平成 23 年度）を策定し、真岡市の都市像「だれもが“ほっと”できるまち　真岡」の実現に向けての施策を展開してきました。平成 23 年４月には「真岡市男女共同参画推進条例」を施行し、市の目指す施策の方向性を明らかにしました。

こうした施策の展開により、性別による固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されているものの、誰もが住みやすいまちづくりに向けた男女共同参画社会の実現にあたっては取り組むべき課題が残されています。そこで、平成 24 年３月に策定した「第２次真岡市男女共同参画社会づくり計画」（以下、「第２次計画」という。）の計画期間が平成 28 年度末で終了することから、社会の変化や新たな課題に対応し、市の現状を反映したより実効性のある計画が必要となるため、平成 29 年度から始まる５か年の「第３次真岡市男女共同参画社会づくり計画」（以下、「本計画」という。）を策定いたします。

なお、本計画は、「女性活躍推進法」第６条第２項に基づく市町村推進計画を兼ねる計画とし、市における女性活躍施策の推進を図るものです。

第２節　計画策定の背景

(1)国の動き

○「ＤＶ防止法」改正（平成 25 年）

平成 25 年７月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法)」が改正され、平成 26 年１月に施行されました。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされることとなり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（改正ＤＶ防止法)」に改められました。

○「ストーカー規制法」改正（平成 25 年）

平成 25 年６月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法)」が改正され、同年 10 月に施行されました。電子メールを送信する行為の規制対象への追加や、禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大、禁止命令等を求める旨の申出や禁止命令等についての通知など被害者の関与の強化といった措置が講じられることとされました。また、国及び地方公共団体が、被害者に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことなどが規定されています。

○「パートタイム労働法」改正（平成 26 年）

パートタイム労働者が働きやすい雇用環境の整備とより一層の均等・均衡待遇の確保に向け、平成 26 年４月に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法)」改正され、平成 27 年４月に施行されました。正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大、「短時間労働者の待遇の原則」としてパートタイム労働者の納得性を高めるための措置、パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務および体制整備の義務の新設等が盛り込まれました。

○「女性活躍推進法」の成立（平成 27 年）

平成 27 年８月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法)」が 10 年間の時限立法として成立しました。法律では、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活の両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」が基本原則として定められています。その上で、従業員 301 人以上の民間企業と国、自治体においては、女性の活躍に関する状況の把握や分析、それに基づく行動計画の策定・公表、女性の活躍に関する情報の公表が義務づけられました。

※従業員 300 人以下は努力義務

○「男女共同参画基本計画（第４次)」の策定（平成 27 年）

平成 27 年 12 月、「男女共同参画基本計画（第４次)」が策定されました。「男性中心型労働慣行等の変革」「あらゆる分野における女性参画拡大」「男女共同参画の視点による防災・復興対策」「女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化」「地域の実情・特性を踏まえた推進体制」等を基本的な方針として位置づけています。また、４つの政策領域ごとに、監視・評価すべき目標を設定し、計画の着実な進行を図っています。

○「ニッポン１億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年）

平成 28 年６月、「ニッポン１億総活躍プラン」が閣議決定されました。国が掲げる「新・三本の矢」＊を推進することにより、50 年後に人口１億人を維持できる社会づくりに向け、働き方改革による生産性の向上や少子高齢化の克服等を進めることとしています。

＊新・三本の矢　「一億総活躍社会」の実現に向けて、安倍晋三内閣が 2015 年に発表した経済政策。「金融」「財政」「成長戦略」を 3 本の矢として推進してきた安倍内閣の経済政策「アベノミクス」の第二ステージとして、「強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を掲げ、具体的には「ＧＤＰ600 兆円」、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」の実現を目指すもの。

(2)県の動き

栃木県においては、「男女共同参画社会基本法」に基づき、これまでの取組を引き継ぎ、発展させる新たな行動計画として、平成 13 年３月に「とちぎ男女共同参画プラン」を策定し、翌平成 14 年 12 月には「栃木県男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、平成 18 年３月に「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画)」を、平成 23 年３月に「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきました。

平成 28 年３月には、三期計画策定後の社会状況の変化や取組の成果、課題等を踏まえ、「男女共同参画推進の環境づくり」、「あらゆる分野における男女共同参画の促進」、「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の３つを基本目標とした、「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画)」を新たに策定しました。

また、「女性活躍推進法」成立の動きを受け、働く場における女性の活躍の推進に取り組んでいます。平成 26 年度から「ＴＯＣＨＩＧＩで働く☆『働くウーマン』プロジェクト」として、経済団体、金融機関、大学等と連携した働く女性のネットワークづくりの支援等の事業を開始しているほか、平成 26 年 12 月に「栃木県の女性活躍推進のための提言書」が提出され、平成 27 年４月には、庁内関係各課からなる「女性活躍推進プロジェクトチーム」が設置されています。平成 28 年３月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画〔栃木県〕」を策定しました。

(3)近年の新たな課題

近年の国や県の動き等を踏まえ、本計画策定にあたっては以下のような新たな課題に対応していきます。

○防災分野における男女共同参画

防災分野の予防、応急、復旧・復興等の各段階において、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した指針が、平成25年５月に内閣府より示されています。

○あらゆる困難を抱える男女への支援

平成27年12月に国が策定した「男女共同参画基本計画（第４次)」のなかで、あらゆる困難を抱える男女への支援の必要性が示されています。

○あらゆる暴力の根絶に向けた取組と被害者支援

「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法)」の改正（平成25年10 月全面施行）等を踏まえ、配偶者等からの暴力以外に、ストーカー、虐待、性的被害等のあらゆる暴力の根絶に向けた取組と被害者への支援を進める必要があります。

○女性の活躍に向けた取組の実施

平成27年８月に成立した「女性活躍推進法」の内容を踏まえる必要があります。

第３節　計画の位置付け

本計画は、以下のような性格をもつ計画として策定します。

（１）国の「男女共同参画基本計画（第４次)」、県の「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画)」のほか、市の「第 11 次市勢発展長期計画」をはじめとする市の各計画、プランとの整合を図った計画です。
（２）「真岡市男女共同参画推進条例」第３条の基本理念に基づいて、真岡市の男女共同参画社会の推進を図るための基本的な方向と具体的施策を明らかにし、推進のための指針となるものです。
（３）「真岡市男女共同参画推進条例」第８条に基づく市の男女共同参画の推進に関する「行動計画」です。
（４）平成 14 年３月に策定した「真岡市男女共同参画社会づくり計画」以降の市の取組状況を踏まえ、第３次計画にあたるものとして位置づけます。
（５）「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
（６）「女性活躍推進法」第６条第２項に基づく「市町村推進計画」です。

◇計画の位置付け

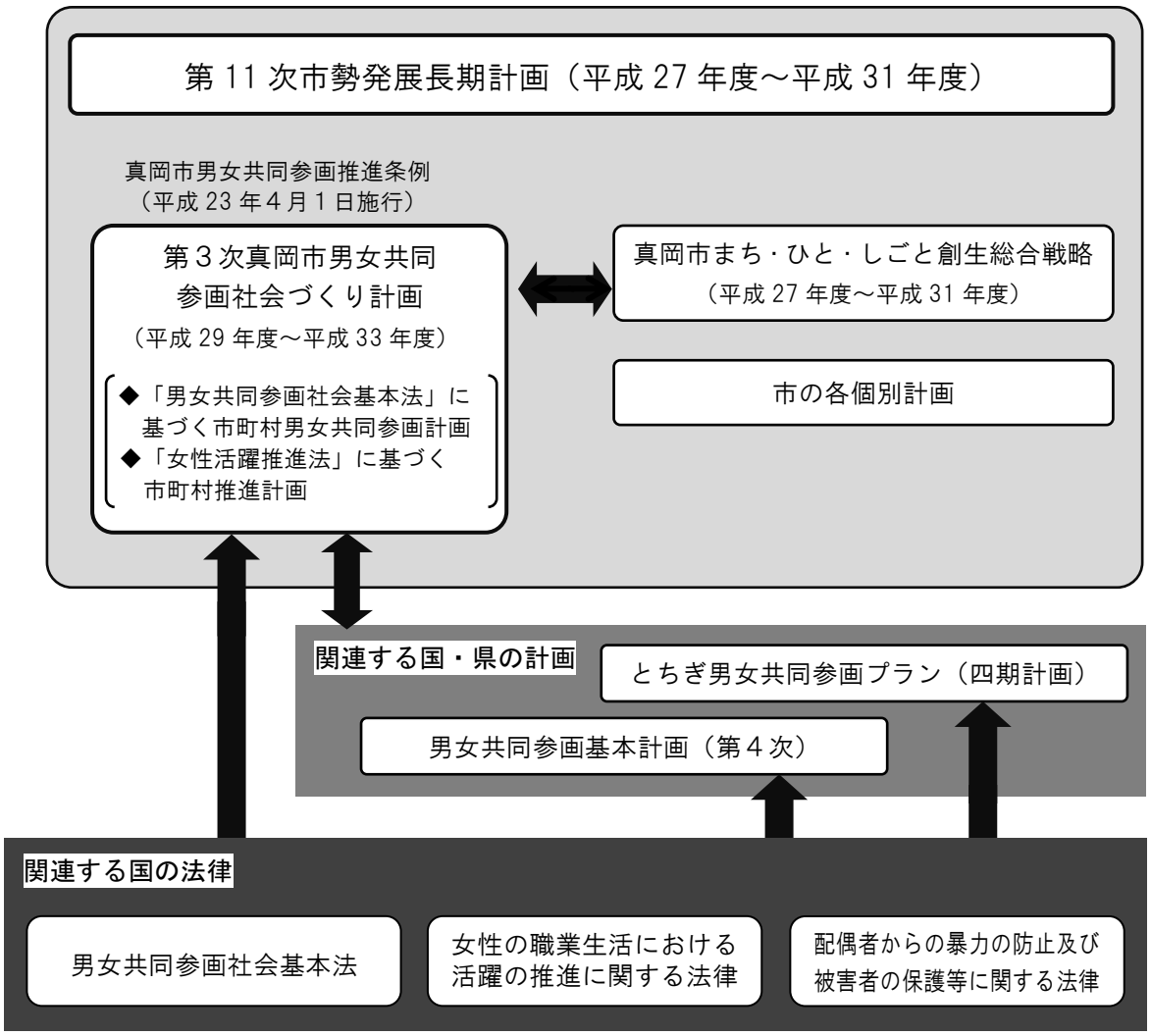

第４節　計画の期間

本計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの５年間を計画期間とします。

この計画の実施状況については、「真岡市男女共同参画推進条例」第 19 条に基づき、毎年報告書を作成し、これを公表します。

なお、社会情勢の動向や変化、計画の進行状況等に応じて適宜見直しを行います。

◇計画の期間

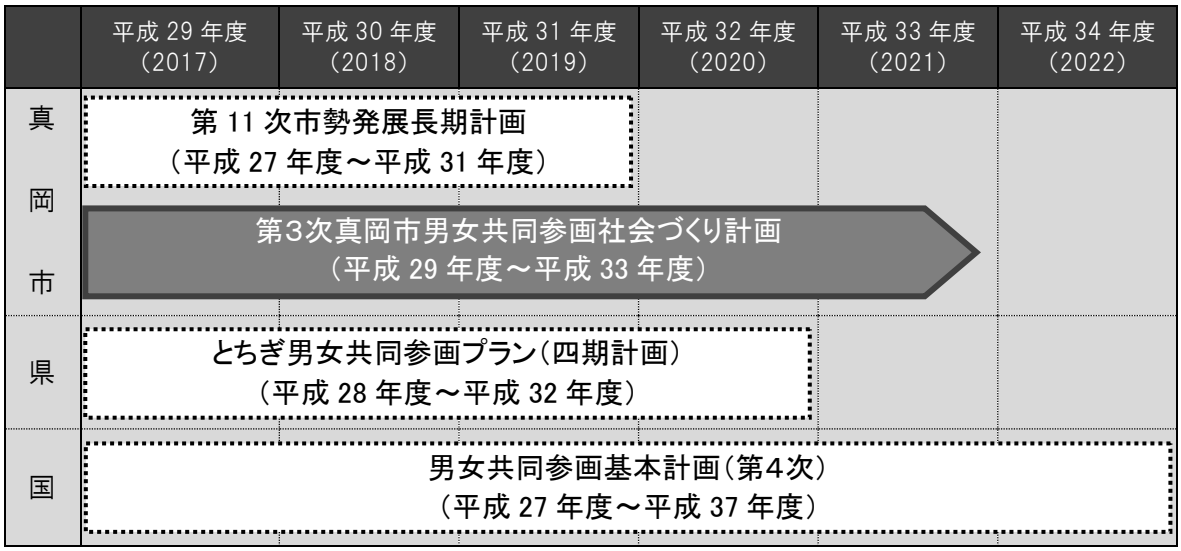

第５節　計画の策定経過

本計画は、以下のような過程を経て策定しました。

(1)アンケート調査

市民や、市内に事業所をもつ関係者の皆様に対するアンケート調査を実施し、現状と課題の把握に努めました。

◇計画策定にあたり実施した調査の概要

項　　目	真岡市男女共同参画社会に関する意識調査	真岡市男女共同参画社会に関する事業所実態調査
実施目的	男女共同参画に関する市民意識や実態、要望などを把握する。	市内事業所における就労の状況や、男女共同参画に関する取組の実態を把握する。
方　　法	郵送配布・郵送回収によるアンケート調査票記入方式	以下のいずれかの方法により実施。 ①郵送配布・郵送回収によるアンケート調査票記入方式 ②メール配布・メール回収によるアンケート調査票記入方式
実施時期	平成 28 年４月 8 日～５月 23 日	①平成 28 年５月　２日～５月 23 日 ②平成 28 年４月 28 日～５月 25 日
対　　象	真岡市全域にお住まいの 18 歳以上の男女のなかから、住民基本台帳より無作為抽出	真岡商工会議所・にのみや商工会・真岡工業団地総合管理協会のいずれかに所属する事業所
配布数	2,000 件	①210 件　②76 件　　計 286 件
有効回収数	870 件	75 件
有効回収率	43.5%	26.2%（①②の合計）

(2)各種会議

●男女共同参画審議会

各種団体の代表者や有識者等の知見を計画に反映していくため、男女共同参画に関する重要事項について審議し、必要と認める事項について、市長からの諮問に応じて意見を述べました。

●男女共同参画社会づくり市民会議

本市における男女共同参画社会施策を市民と行政が一体となって効果的に推進するため、計画素案について検討し、盛り込むべき内容に関する提言を行いました。

●男女共同参画社会づくり計画推進会議

計画の総合的かつ効果的な企画推進を図るため、毎年度の男女共同参画施策の実施状況を踏まえ、本市の課題と取り組むべき施策について検討するとともに、庁内関係各課および関係機関との連絡調整を図りました。

（3）パブリック・コメントの実施

平成 28 年 11 月から 12 月にかけてパブリック・コメントを実施し、市民の方から広くご意見を募りました。

第２章　市の状況

第１節　統計にみる現状

(1)人口・人口動態の状況

本市の平成 28 年４月１日現在の人口は 80,840 人となっています。年齢３区分別人口をみると、総人口は減少しており、年少人口と生産年齢人口も同様に推移しています。一方、老年人口は平成 24 年以降一貫して増加しています。

割合でみると、生産年齢人口割合の減少が著しく、一方老年人口割合が上昇しています。

◇年齢３区分別人口の推移

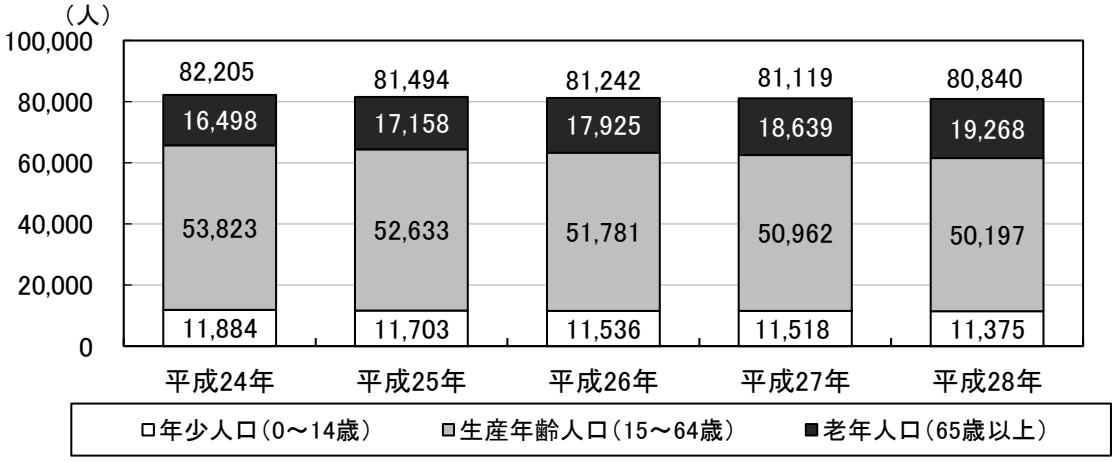

住民基本台帳　年齢別人口統計表（各年４月１日現在）
※平成 24 年は外国人登録人口を含む。（市民課調べ）

◇年齢３区分別人口割合の推移

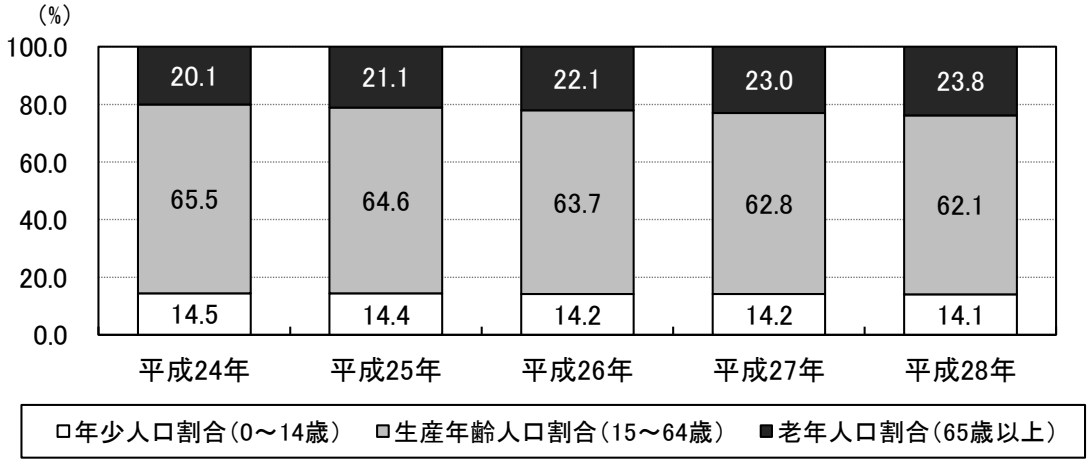

住民基本台帳　年齢別人口統計表（各年４月１日現在）
※平成 24 年は外国人登録人口を含む。（市民課調べ）
小数点第２位を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならないことがある。

人口ピラミッドをみると、男女ともに 35～44 歳と 60～69 歳の人口が多くなっています。また、女性の 80 歳以上の人口が、男性と比べて顕著に多くなっています。

◇人口ピラミッド（平成 28 年）

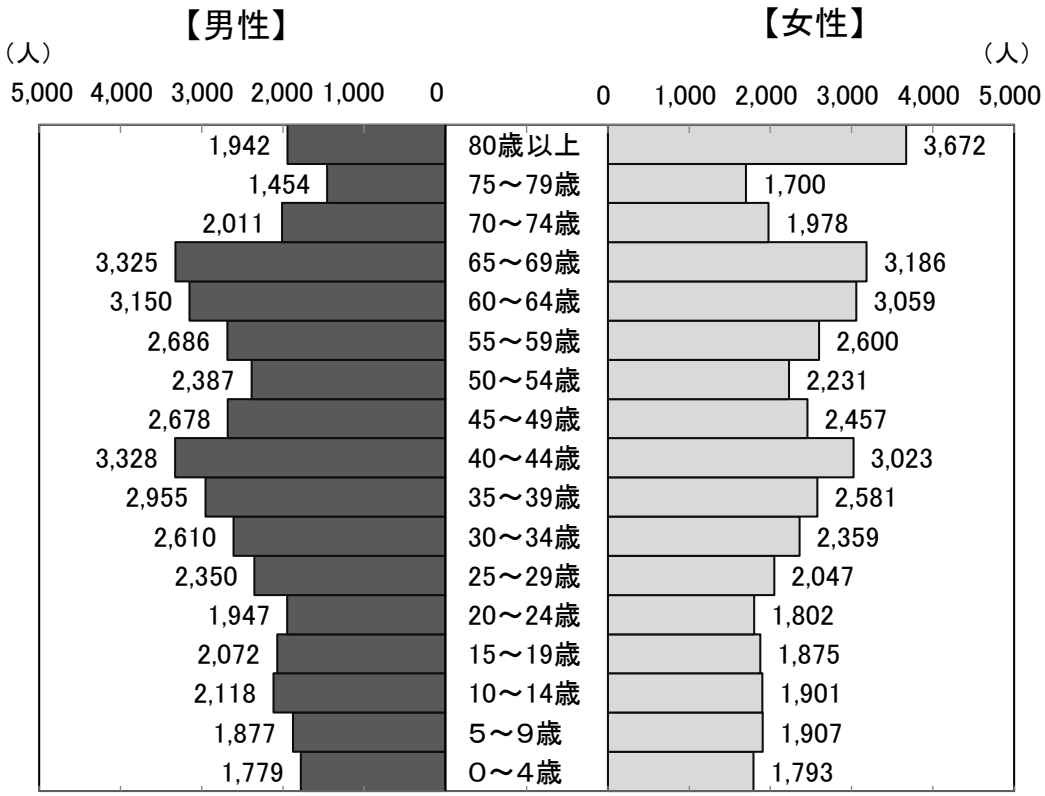

住民基本台帳　年齢別人口統計表（平成 28 年４月１日現在）

世帯数は一貫して増加しており、平成 28 年には 29,766 世帯となっています。
一世帯当たり人員は減少が続き、平成 28 年には 2.72 人となっています。

◇世帯数と一世帯当たり人員の推移

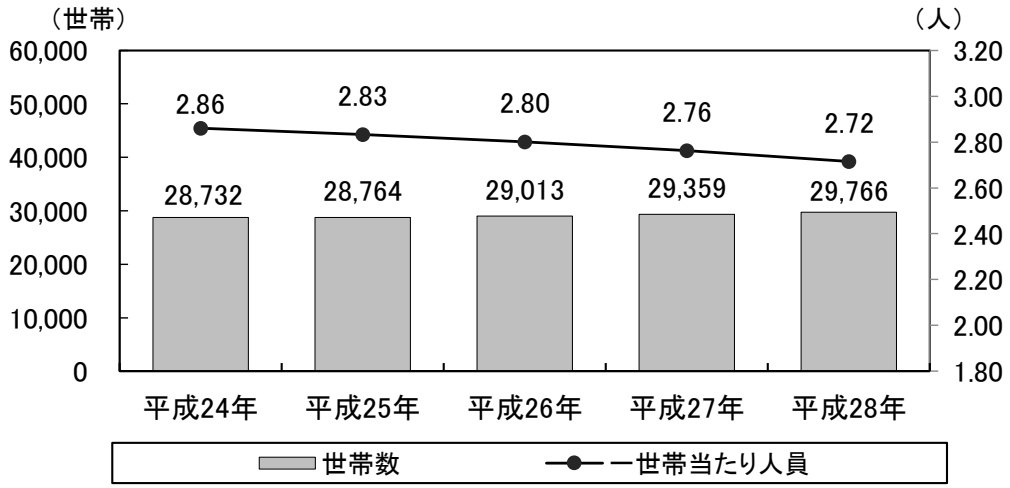

住民基本台帳（各年４月１日現在）
※平成 24 年は外国人登録人口を含む。（市民課調べ）

ひとり親世帯数の推移をみると、平成 12 年から平成 27 年にかけて一貫して増加しています。父子世帯は減少傾向にありましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけて増加に転じています。母子世帯数は、平成 27 年には平成 12 年の約 1.6 倍となっています。

◇ひとり親世帯数の推移

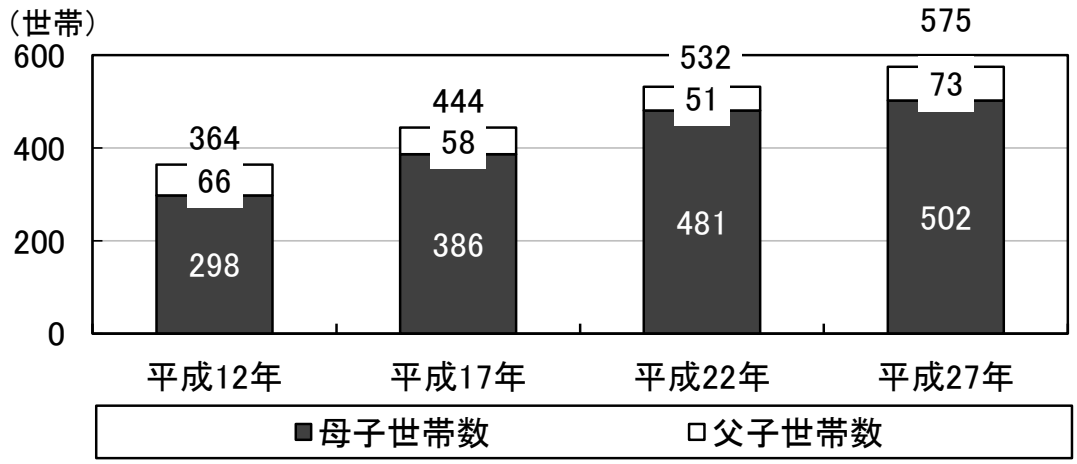

総務省「国勢調査」

合計特殊出生率*をみると、平成 26 年に市では 1.58 となり、国を 0.16 上回っています。平成 23 年以降、市は国・県を上回って推移しており、上昇傾向にあります。

◇合計特殊出生率の推移（国・県比較）

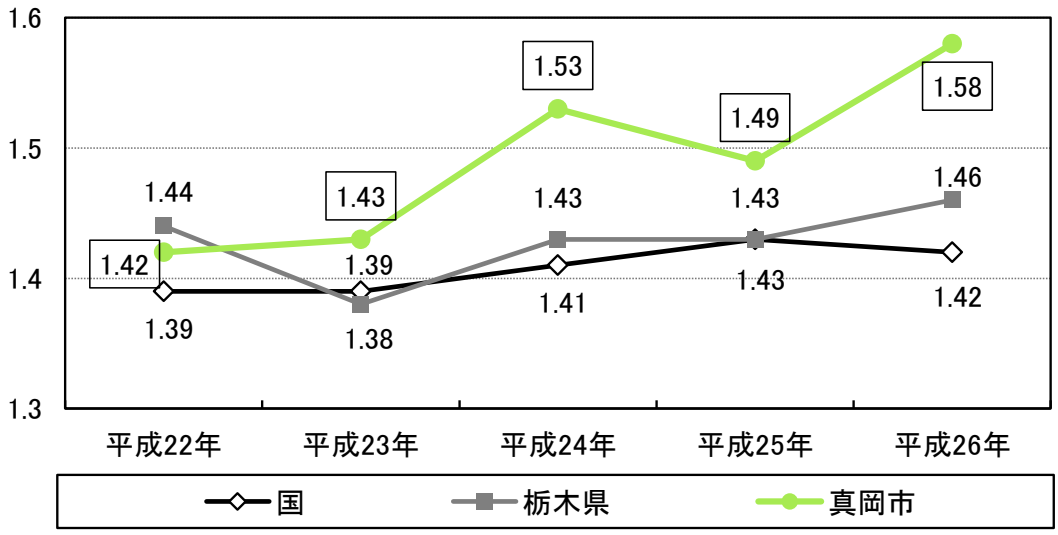

国：厚生労働省「人口動態調査」
県・市：「栃木県保健統計年報」

＊合計特殊出生率　15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1 人の女性が一生の間に産む平均こども数を表します。

(2)婚姻の状況

婚姻件数は平成 25 年を境に減少に転じており、平成 27 年には 380 件となっています。離婚件数も平成 25 年以降は減少傾向となっています。

◇婚姻・離婚件数の推移

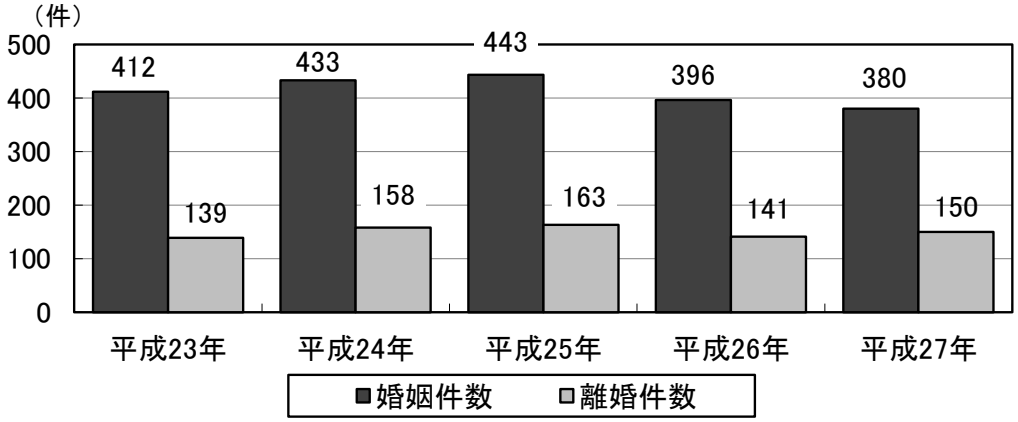

市民課調べ

未婚率をみると、平成 27 年には平成 22 年と比較して、男女ともに 25～49 歳にかけてのすべての年代で未婚率が上昇しています。

◇未婚率の推移

【男性】

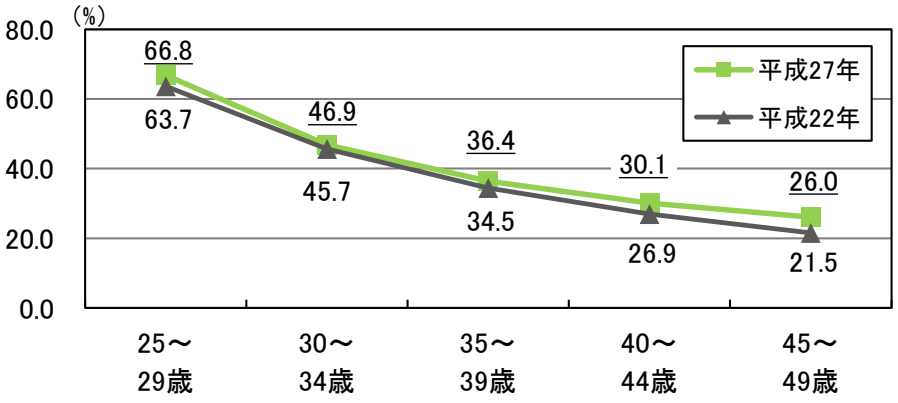

【女性】

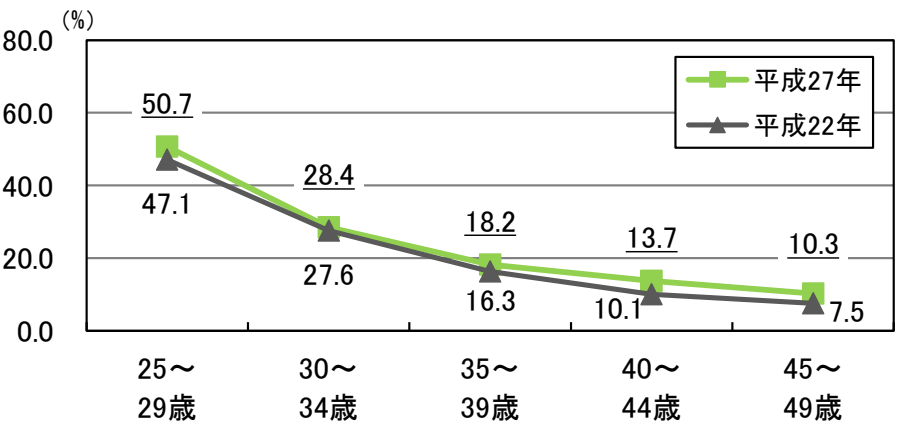

総務省「国勢調査」

(3)雇用・就労の状況

５歳階級別女性の労働力率*をみると、79 歳以下のすべての年代で国を上回っています。また、50 歳代以下では国・県を上回って高くなっており、M字カーブ*の谷が本市では県や国と比べて浅くなっていることから、本市ではこの年代の女性の働くことへの意欲の高さがうかがえます。さらに、M字カーブの底が、本市では 30 歳代前半となっており、国と比較すると女性の結婚・出産による離職のピークとなる年齢が若いことがうかがえます。

◇５歳階級別女性の労働力率（国・県比較／平成 22 年）

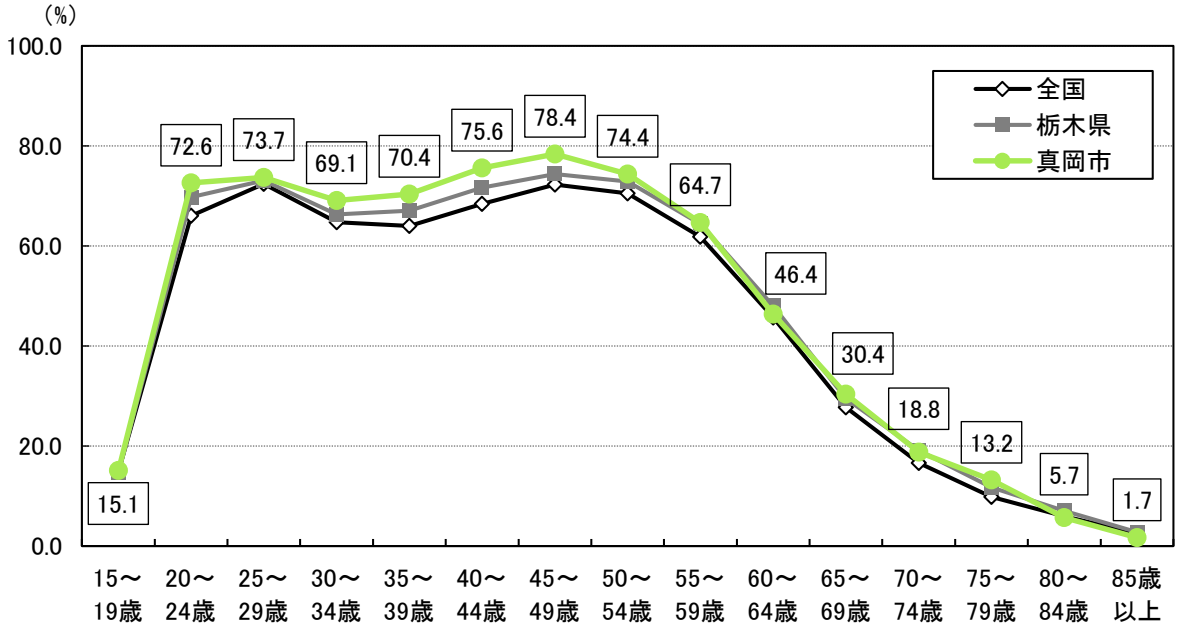

総務省「国勢調査」（平成 22 年）

＊労働力率　人口に対する労働力人口（就業者と、働く意欲と能力をもち求職活動であるものの就業機会を得られない者の合計）の割合をいう。

＊M 字カーブ　女性の年齢階級別の労働力率をグラフにすると、高等教育課程修了後と子育て終了後を二つの山として、その間の子育て期が谷のようになり、ちょうどＭのような形のカーブを描くことをいう。結婚･出産を契機に退職する女性が多いことを示しており、日本の女性に顕著な傾向となっている。

（4）政策・方針決定等における登用状況

審議会等における女性委員の比率をみると、平成 27 年度には 27.1%となっています。市では平成 23 年度以降横ばいとなっており、国・県・県平均を下回って推移しています。

◇目標設定の対象である審議会等における女性委員の比率

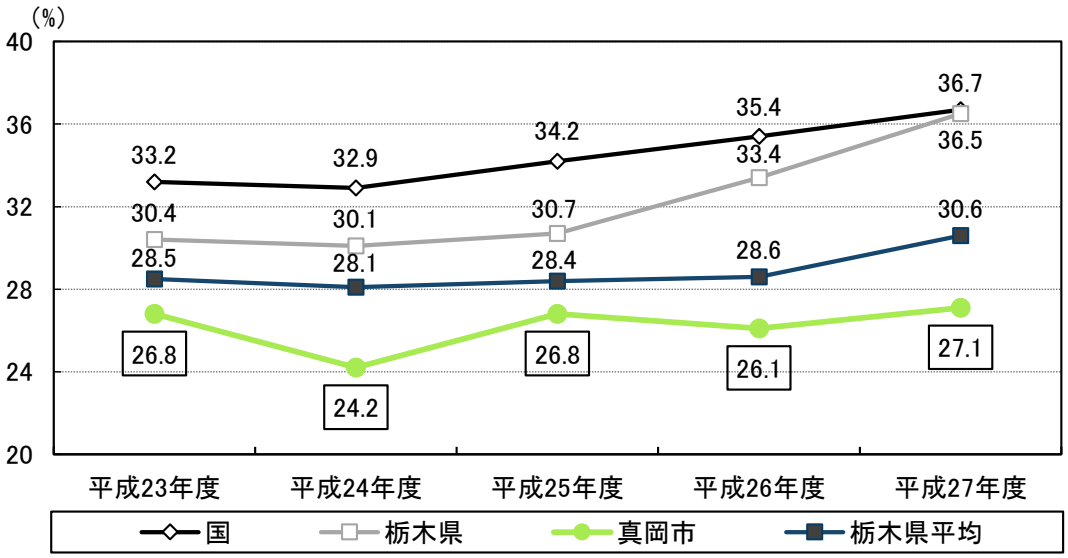

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年度４月１日現在）
市の数値は、各年度３月 31 日現在の数値を掲載

第２節　市民意識調査にみる現状

平成 28 年に実施した「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）にみる、主な結果については以下のとおりです。

(1)男女の地位の平等感について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」が 50.0%と最も高く、次いで「男女の役割は固定せずに、男女どちらが仕事をしても家庭にいてもよい」が 36.9%となっています。

性別にみると、「男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」が女性では男性と比べて１割弱高くなっています。

前回調査と比較すると、「男女の役割は固定せずに、男女どちらが仕事をしても家庭にいてもよい」が今回は約１割高くなっています。

※n は回答者数を表す。
※結果は少数第２位を四捨五入しているため、単数回答の設問の合計が 100.0%にならないことがある。
※単数回答の設問において、「全体」には性別や年齢等の不詳分が含まれるため、クロス集計結果の合計とは一致しない。

◇問８　「男は仕事、女は家庭」という考え方について（単数回答）

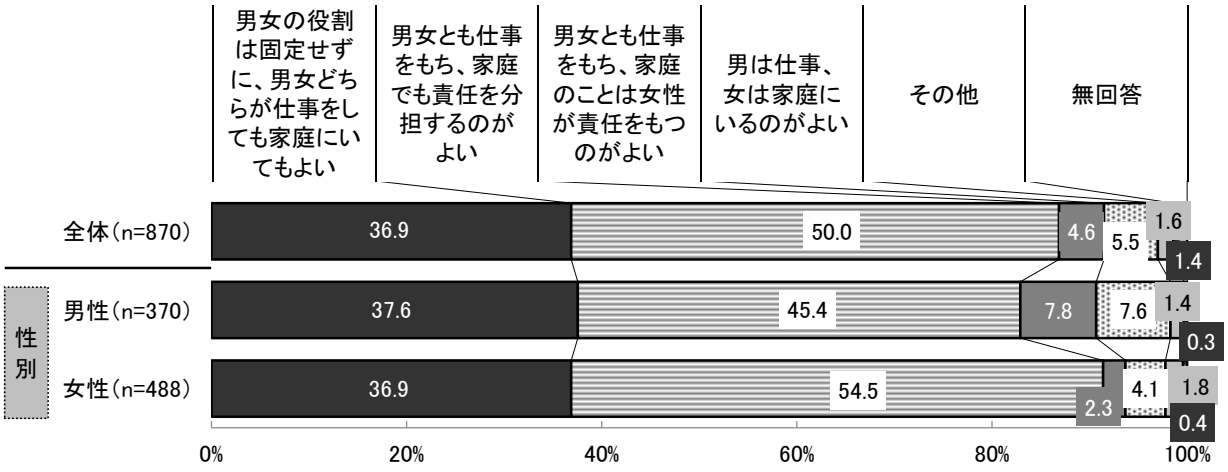

※前回調査にあった「わからない」という選択肢はなし。
「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

前回調査（平成 23 年）結果

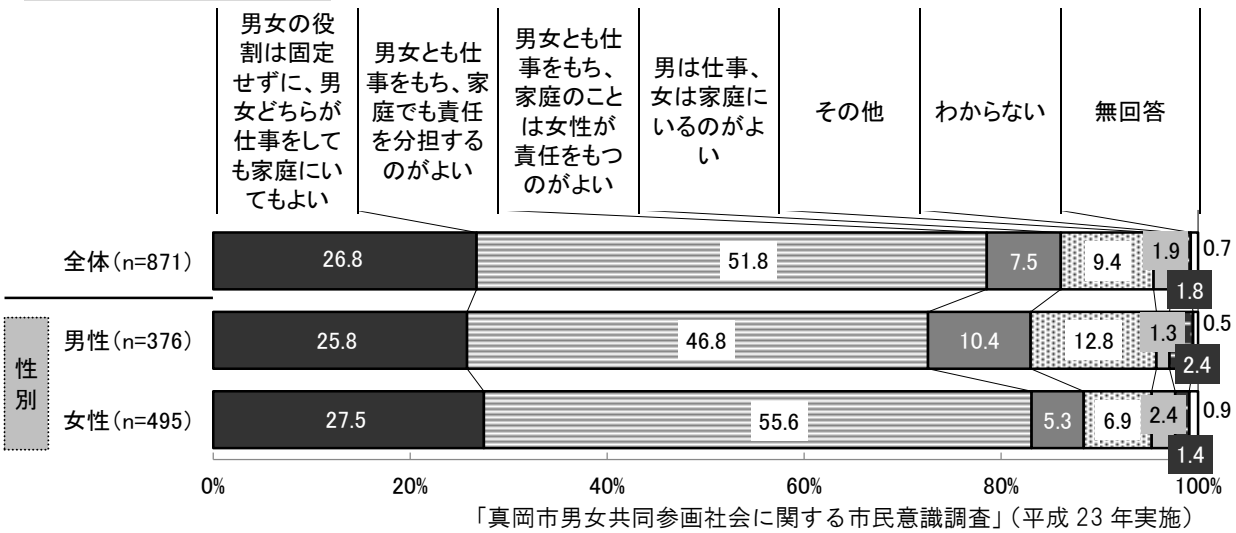

「真岡市男女共同参画社会に関する市民意識調査」（平成 23 年実施）

男女の平等感について分野別にみると、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』が、“社会通念・しきたり等”、“社会全体”で７割以上、“政治の場”で８割を超えており、「平等になっている」はそれぞれ２割に満たない状況です。一方、“教育の場”では「平等になっている」が６割以上と、他の分野よりも高くなっています。

◇問９　男女の地位はどの程度平等になっていると思うか（単数回答）

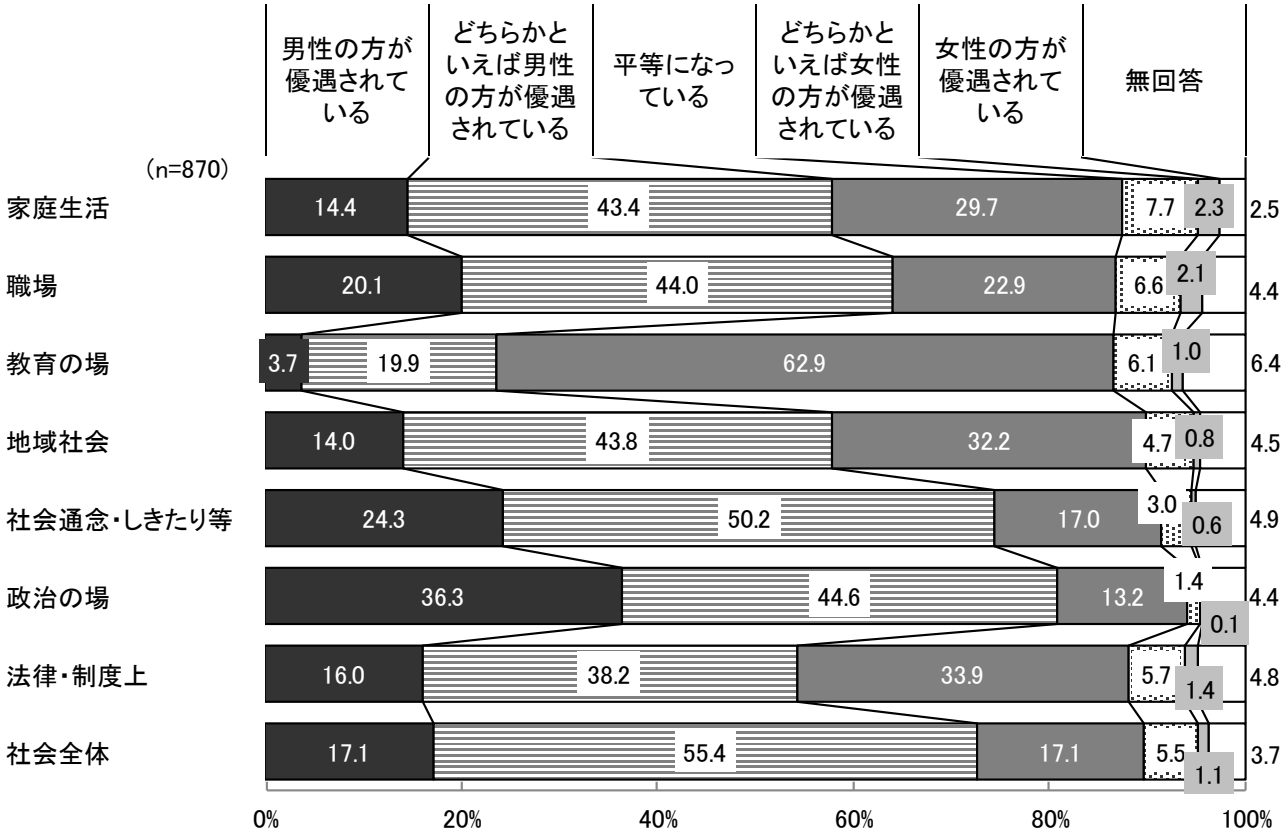

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

（2）夫婦間の家事分担について

夫婦間の家事の分担については、「主に夫」と「どちらかといえば夫」を合わせた『夫担当』が“ゴミ出し”と“町内行事などの参加”で３割以上、“主な収入”で７割以上となっており、「主に妻」と「どちらかといえば妻」を合わせた『妻担当』が“食事の後かたづけ”と“そうじ”、“乳児・幼児の世話”、“家計の管理”で６割以上、“食事のしたく”と“洗濯”で７割を超えています。また、「夫婦同じ程度」では“親や身内の介護”と“町内行事などの参加”で３割半ば、“子どものしつけや勉強”で約４割となっています。

◇問 10　夫婦間（配偶者間）で家事をどのように分担しているか（したいか）（単数回答）

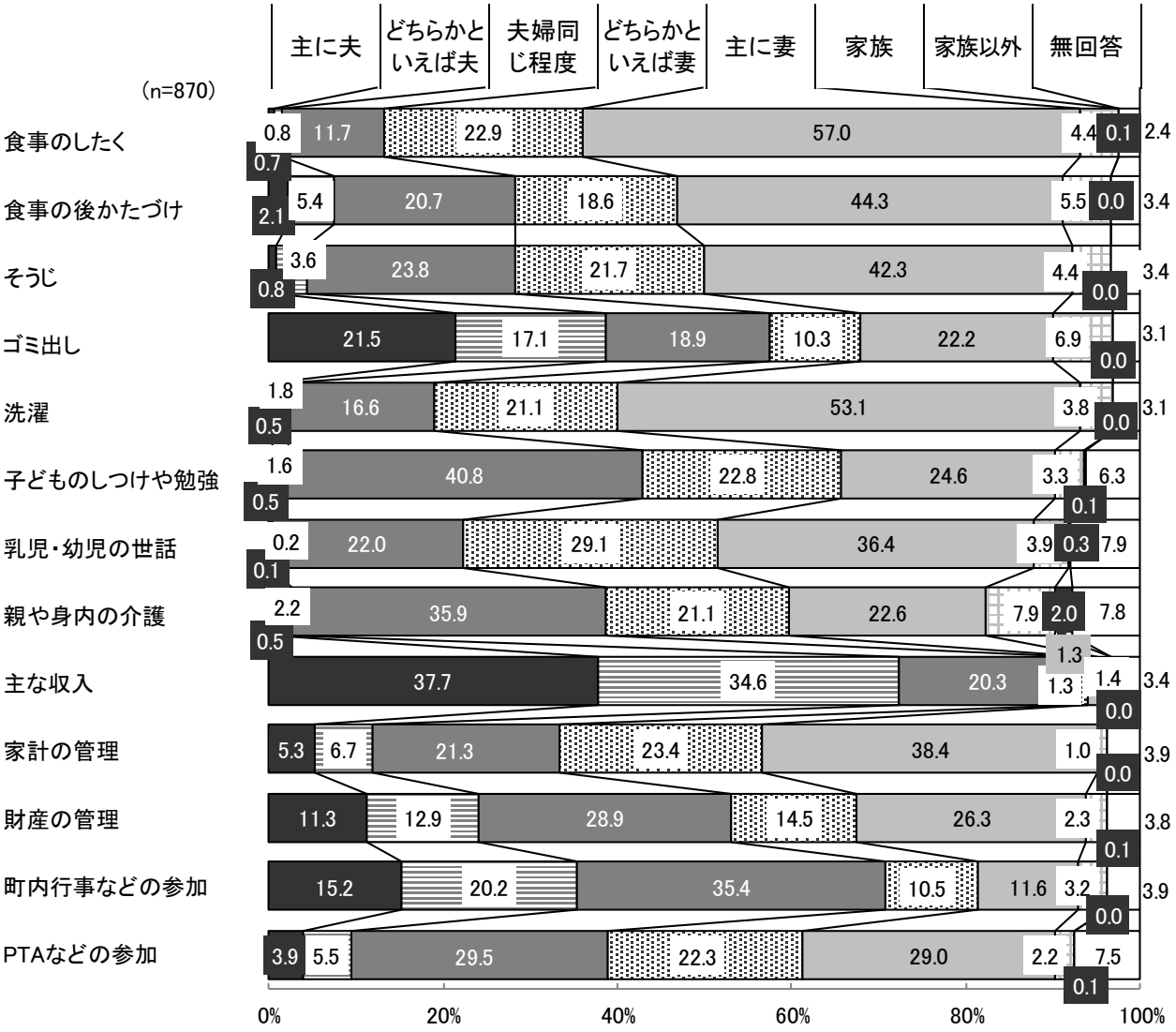

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

(3)女性の就労・再就職について

女性の就労についての考えについてみると、市では『就業継続型』が５割を超えており、前回調査と比較すると「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」が15 ポイント以上増加しています。

さらに、『就業継続型』で市が県を上回っている一方、『中断・再就職型』では県を下回っていることから、市では県と比較して、女性が子育て期に仕事を中断せずに働き続けることを肯定する割合が高くなっています。

◇問 16　女性が職業をもつことについての考え（単数回答）

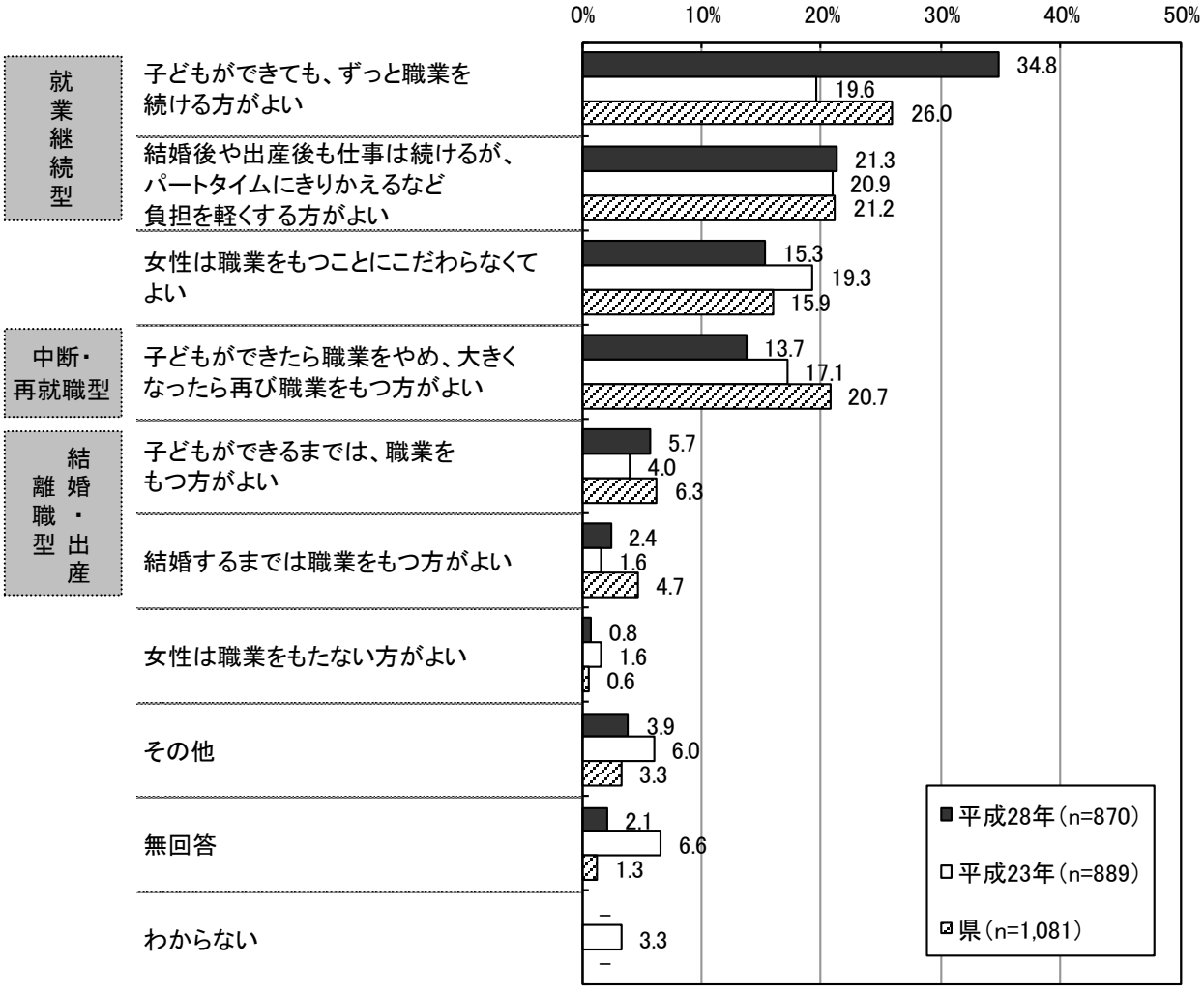

平成 28 年（今回調査）:「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）
平成 23 年（前回調査）:「真岡市男女共同参画社会に関する市民意識調査」（平成 23 年実施）
県：「男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 26 年実施）

※『結婚・出産離職型』は「結婚するまでは職業をもつ方がよい」と「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」とを併せたものとする。
『就業継続型』は「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」と「結婚後や出産後も仕事は続けるが、パートタイムにきりかえるなど負担を軽くする方がよい」とを併せたものとする。
『中断・再就職型』は「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」とする。

女性が結婚後や出産後も退職せずに働き続けるために重要なことについて、全体では「パートナー（男性）の理解や家事・育児などへの参加」が６割台で最も高く、次いで「保育施設や学童保育の充実」、「企業等事業所の理解」となっています。

性別にみると、全体的な傾向とほぼ同様となっているものの、「家事・育児・介護等は女性がするものという考え方・意識が変わること」が女性で約３割と、男性よりも 10 ポイント以上高くなっています。

◇問 16－１　女性が結婚後や出産後も退職せずに働き続けるために重要だと思うこと（３つまで）

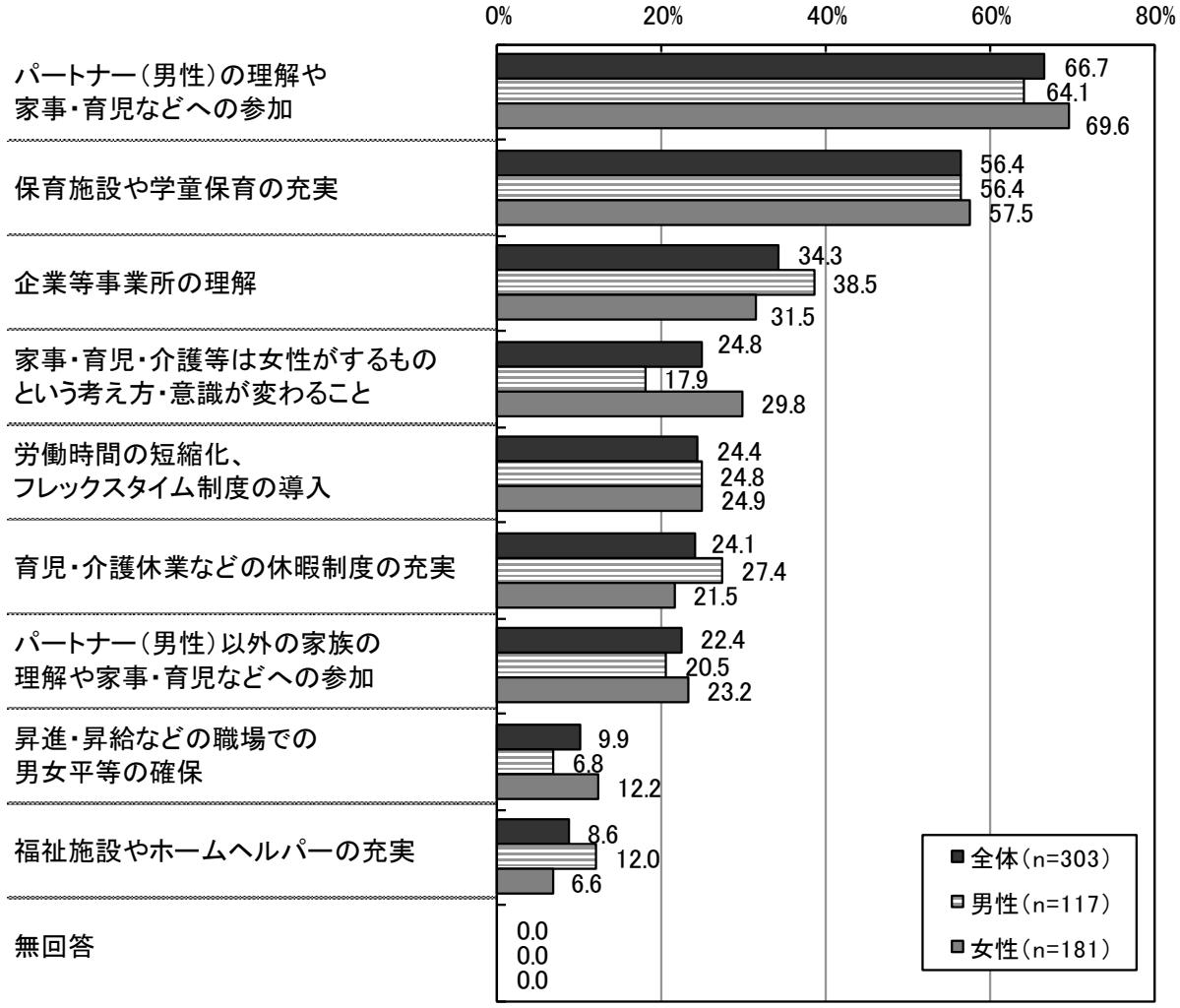

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するために重要なことについては、全体では「子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実」が最も高く、次いで「企業等が再就職を希望する人を雇用する制度の充実」、「家族の理解や家事・育児などへの参加」となっています。

性別にみると、「子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実」、「家族の理解や家事・育児などへの参加」では女性が男性よりも 20 ポイント以上高くなっています。一方、「企業等事務所の理解」、「フレックスタイム制の導入や介護休業などの休暇制度の充実」では男性が女性よりも 10 ポイント前後高くなっています。

◇問 16－2　女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するために重要だと思うこと（３つまで）

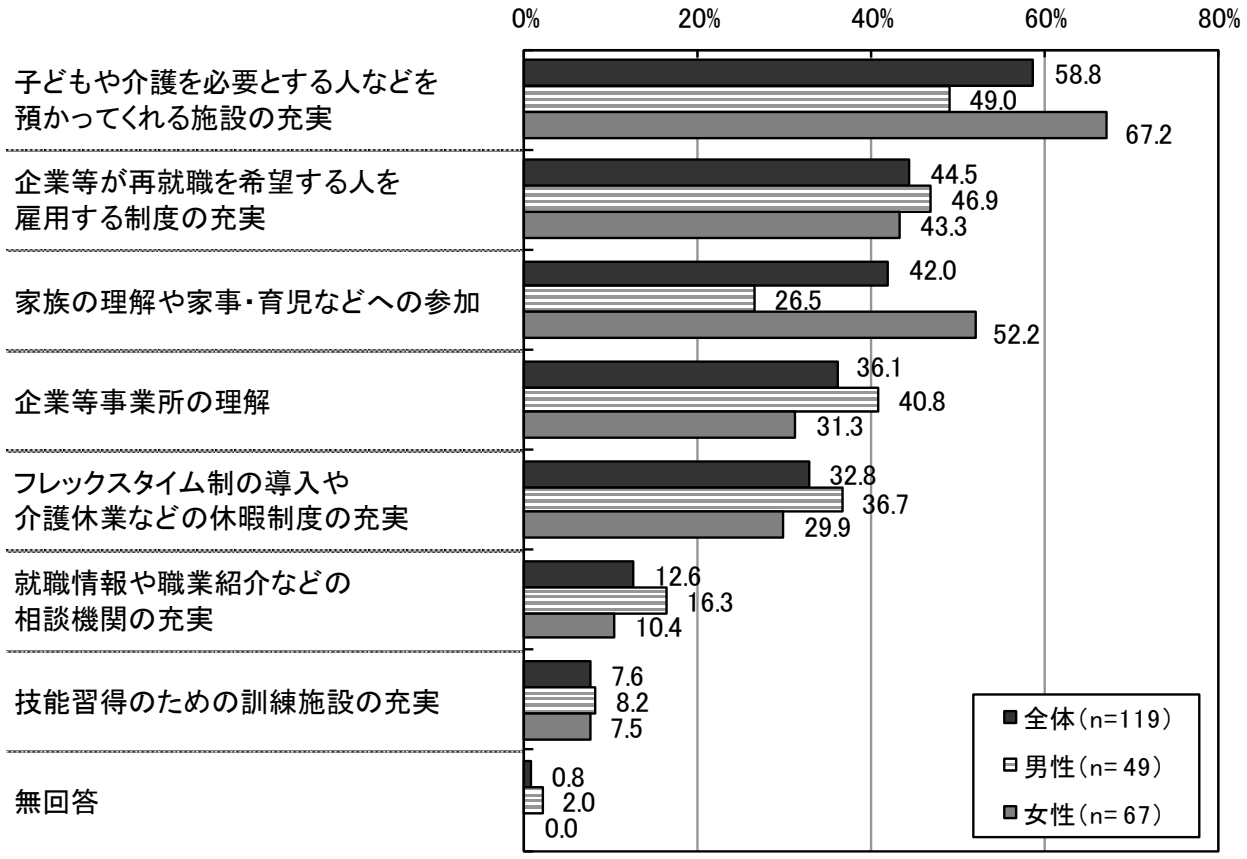

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

(4)地域・社会参画について

地域活動への参加状況については、「何らかの活動に参加している」は５割台となっています。

年齢別にみると、10～20 歳代では「参加していない」、30 歳代以上では「何らかの活動に参加している」が高く、特に 40 歳代以上では６割前後となっています。

◇問 19　活動への参加状況（複数回答）

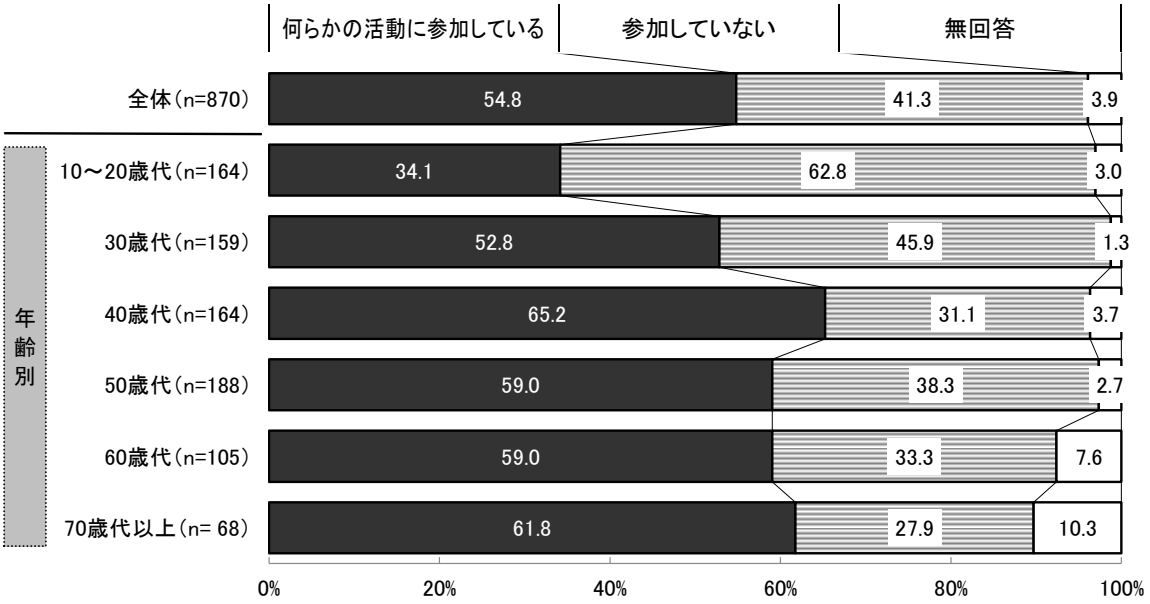

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

(5)政策・方針決定の場への女性参画について

政策・方針決定の場への女性参画についての考えについてみると、全体では「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」が最も高く、次いで「男女半々になるくらいまで増える方がよい」となっており、女性が増えることを肯定する人は全体の８割を超えています。

性別にみると、男性では女性と比べて「男女半々になるくらいまで増えるほうがよい」が高くなっています。

◇問 20　政策・方針決定の場への女性の参画についての考え（単数回答）

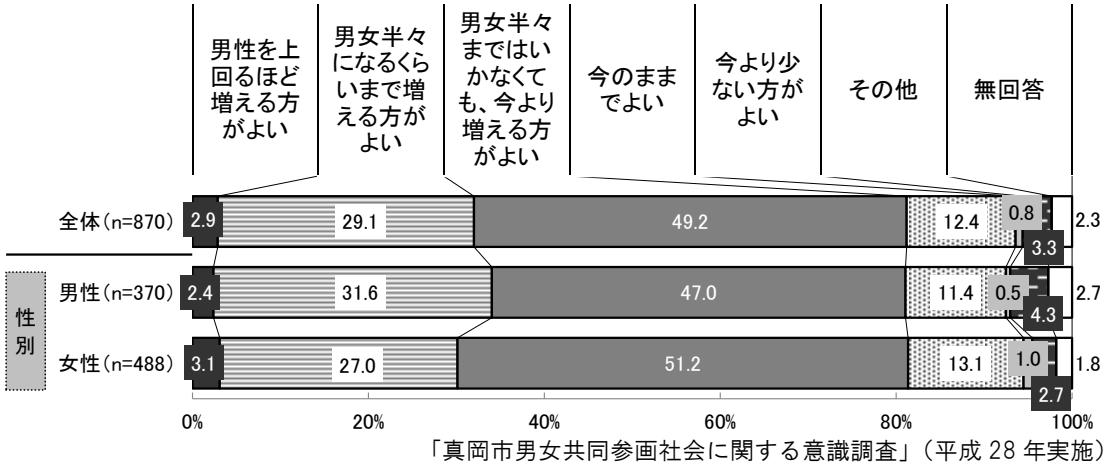

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

(6)男女間の暴力について

配偶者からの暴力の相談状況については、「どこ（誰）にも相談しなかった」が４割を超えて最も高く、次いで「友人・知人に相談した」、「家族や親戚に相談した」となっています。

◇問 26－１　配偶者からの暴力の相談状況（複数回答）

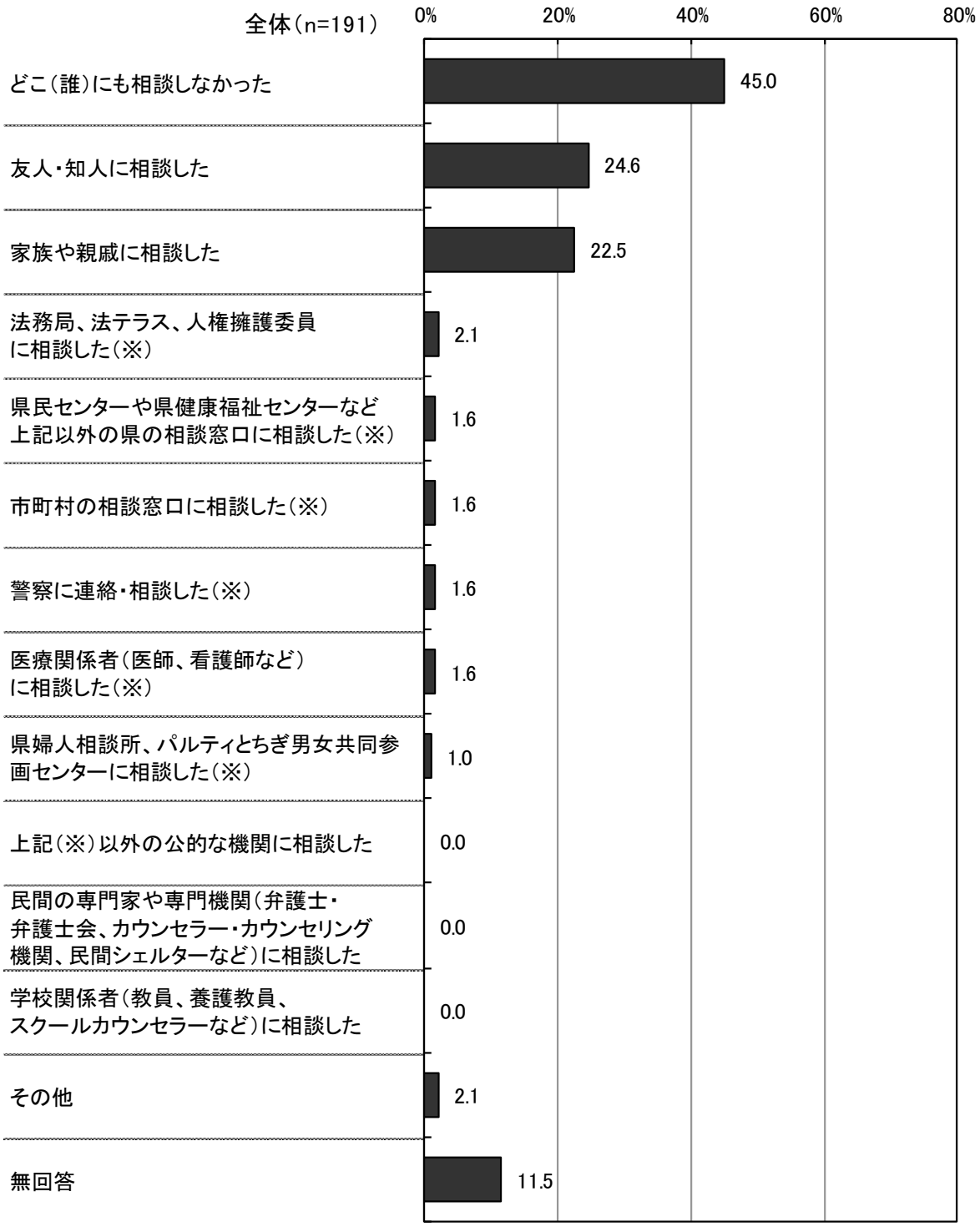

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

暴力を受けた際にどこ（誰）にも相談しなかった理由については、全体では「相談するほどのことではないと思ったから」が６割を超えて最も高く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」､「相談しても無駄だと思ったから」となっています。

性別にみると、全体的な傾向とほぼ同様となっているものの、「相談するほどのことではないと思ったから」では男性が女性よりも約 20 ポイント、「相談しても無駄だと思ったから」と「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」では女性が男性よりも約 15 ポイント高くなっています。

◇問 26－２　どこ（誰）にも相談しなかった理由（複数回答）

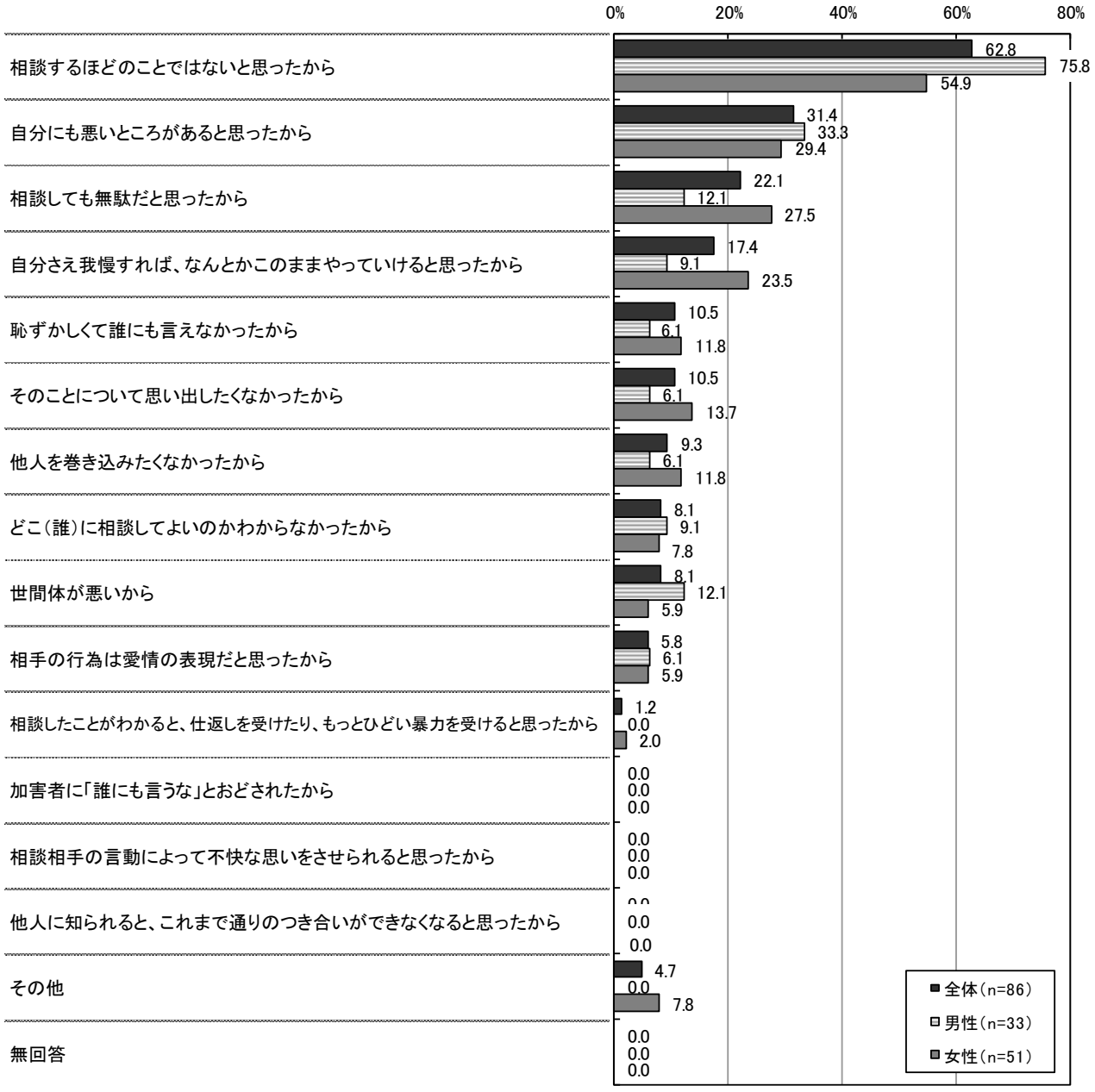

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

(7)今後必要な取組について

男女共同参画社会を実現するために、市が今後力を入れるべきことについては、「子どもや介護を要する人などを預かってくれる施設を充実する」が最も高く、次いで「学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」、「職場における男女の平等な扱いについて周知徹底を行う」となっています。

◇問 30　男女共同参画社会を実現するために、市が今後力を入れていくべきこと（単数回答）

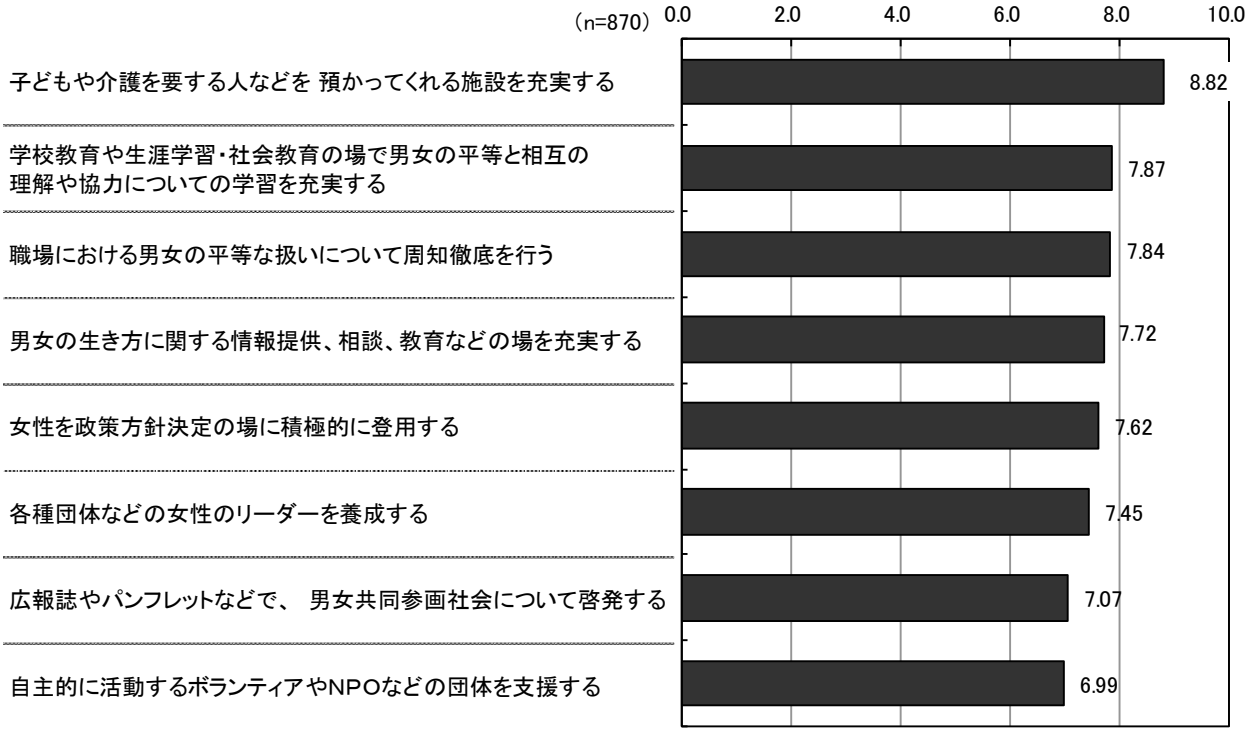

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

※結果の算出にあたっては、「加重平均法（重み付き平均法）」を用いており、各項目間を比較しやすいよう、各項の数値とそのウェイトを加味し、下式のように各評価に点数を与えて各項目を計算しました。この算出方法は 10 点満点評価で、評価点が高いほど「必要がある」ということになります。

$$\text{平均点評価} = \frac{\text{「とても重要」の回答数}\times 4\text{点}+\text{「重要」の回答数}\times 3\text{点}+\text{「あまり重要でない」の回答数}\times 2\text{点}+\text{「まったく重要でない」の回答数}\times 1\text{点}}{\text{実回答者数}} \times \text{補数係数 } 2.5$$

第３節　事業所実態調査にみる現状

平成 28 年に実施した「真岡市男女共同参画社会に関する事業所実態調査」（以下、「事業所実態調査」という。）にみる、主な結果については以下のとおりです。

（1）管理職や女性登用の現状について

女性管理職が少ない・いない理由についてみると、「女性従業員が少ない又はいないから」が４割台後半で最も高く、次いで「必要な経験・判断力を有する適任な女性がいないから」となっています。

※n は回答者数を表す。
※結果は少数第２位を四捨五入しているため、単数回答の設問の合計が 100.0%にならないことがある。

◇問２　女性管理職が少ない（又は、いない）理由（複数回答）

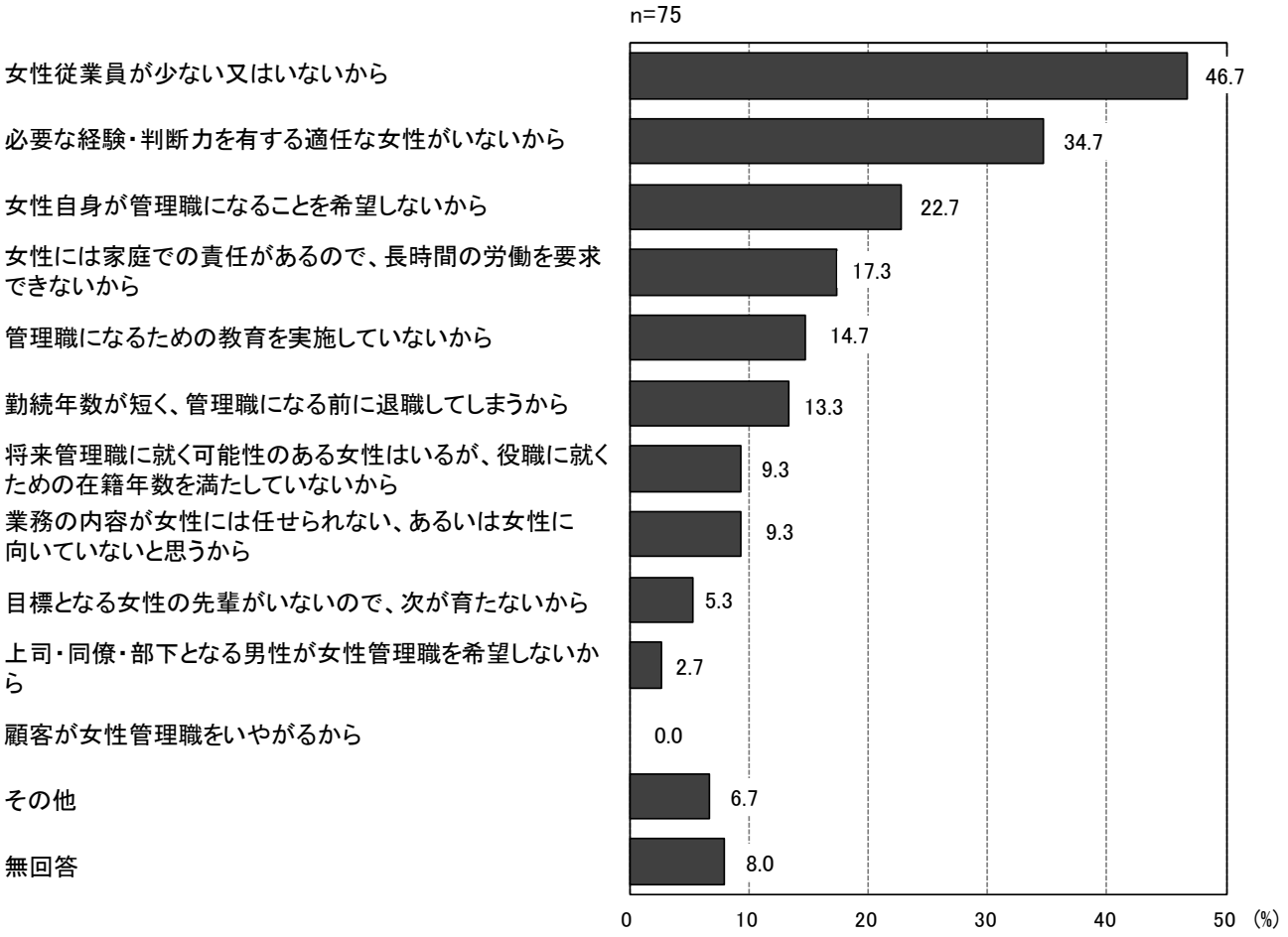

「真岡市男女共同参画社会に関する事業所実態調査」（平成 28 年実施）

(2)事業所における取組について

事業所での、ポジティブ・アクション*への取組状況についてみると、「以前から取り組んでいて定着している」が“③性別によらない研修の実施”と“④家事・育児と仕事の両立に向けた支援制度の設置”では３割を超えて高くなっています。一方、「特に取り組む予定はない」が“⑥相談窓口の設置”では３割台後半となり、他の項目と比較して高くなっています。

◇問３　事業所におけるポジティブ・アクションへの取組状況（単数回答）

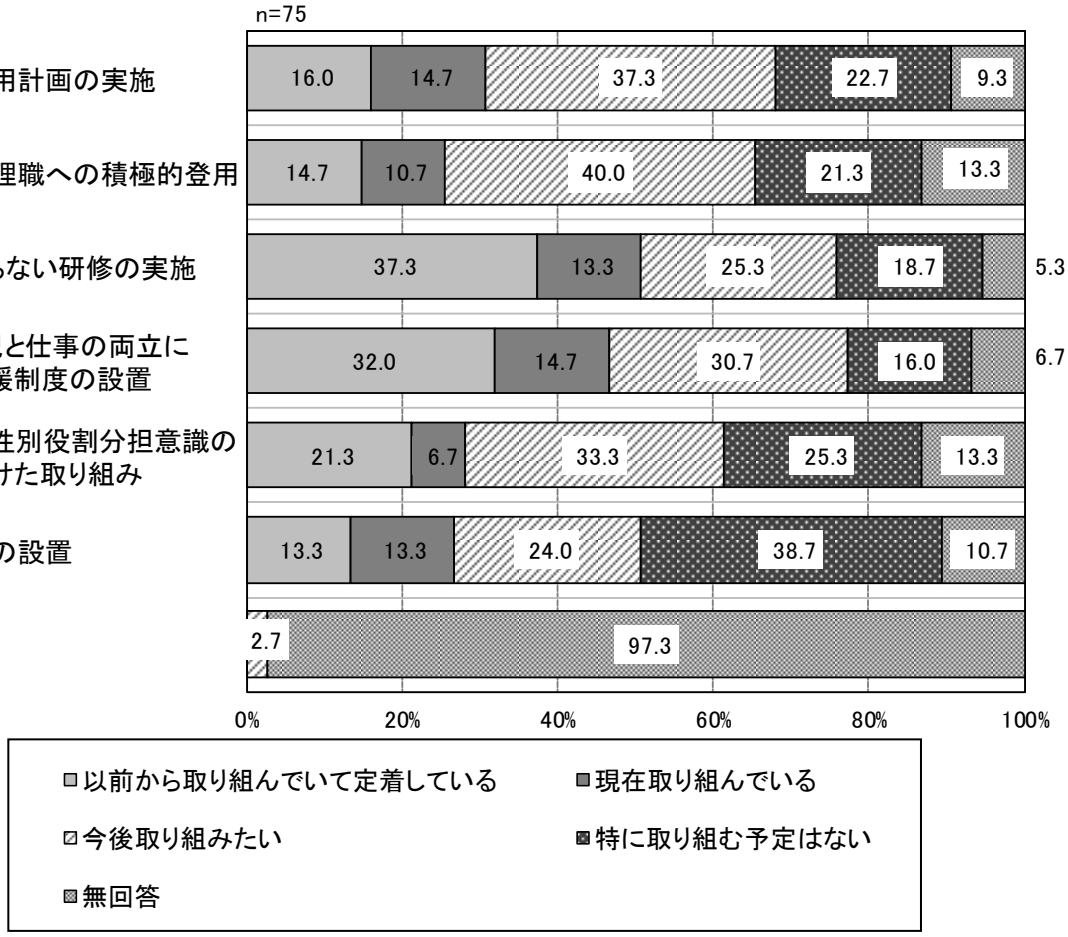

「真岡市男女共同参画社会に関する事業所実態調査」（平成 28 年実施）

＊ポジティブ・アクション　働くことや仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという企業の自主的な取組や、それら制度のことをいう。

(3)今後必要な取組について

仕事と家庭を両立するために重要なことについてみると、「保育園等、社会のサポート体制の充実」が８割で最も高く、次いで「家族のサポートや家族の意識改革」となっています。

◇問８　仕事と家庭を両立するために、重要だと思うこと（複数回答）

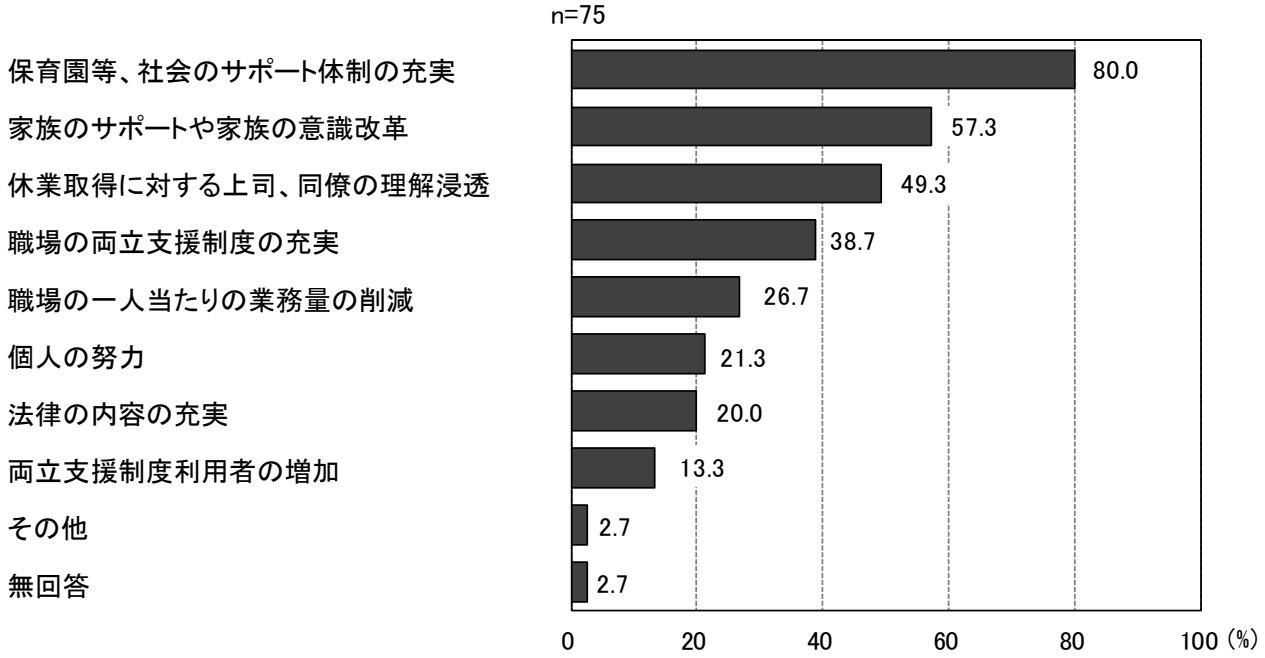

「真岡市男女共同参画社会に関する事業所実態調査」（平成 28 年実施）

市に期待する取組についてみると、「公的施設の整備（保育園・学童保育等の環境整備など）」が最も高く、次いで「市内事業所（企業）の取組み事例、関連情報、ノウハウの提供」となっています。

◇問 11　今後、職場において男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを推進するにあたって、市に期待する取組（複数回答）

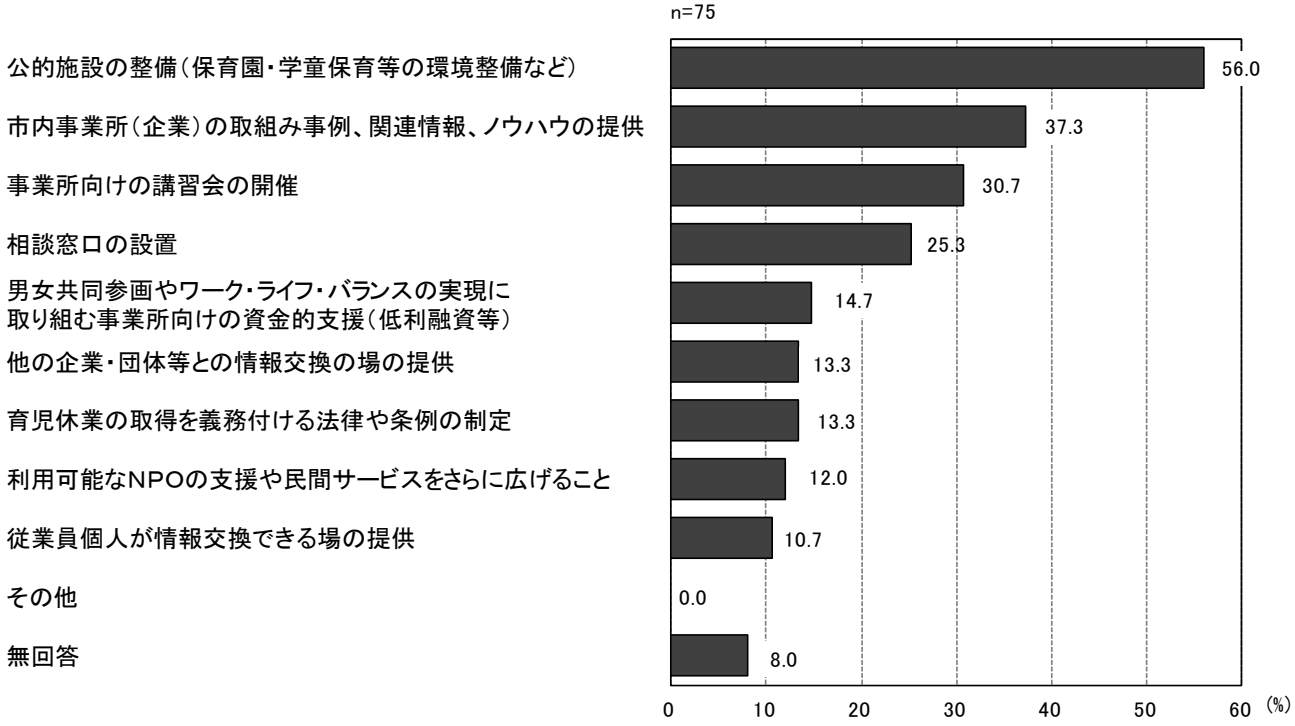

「真岡市男女共同参画社会に関する事業所実態調査」（平成 28 年実施）

第４節　第２次計画の達成状況

第２次計画の基本目標ごとにみる、成果と課題は以下のとおりです。

(1)計画推進状況調査にみる達成状況

毎年度市で実施している「男女共同参画社会づくり計画推進状況調査」に基づき、平成 27 年度の計画推進状況について、施策の方向ごとに数値化しました。

８つの施策の方向の平均は 2.39 となり、最も高かったのは「施策の方向６　就労の場における男女共同参画の推進」、最も低かったのは「施策の方向１　男女共同参画意識の醸成と慣行の見直し」となっています。

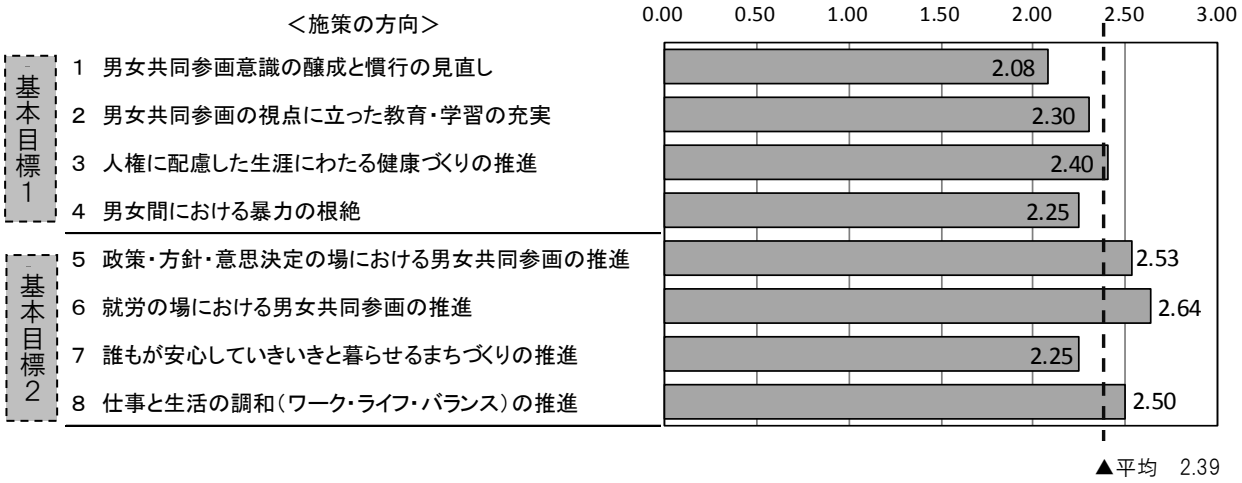

※各事業担当課で立てた事業ごとの目標値の達成状況について、目標値を達成している＝「Ａ」、目標値との比較７割以上＝「Ｂ」、目標値との比較７割未満＝「Ｃ」として評価を付与した。
そのうえで、Ａ＝３点、Ｂ＝２点、Ｃ＝１点として、点数化を行い、施策の方向ごとに事業数（担当課が複数にわたる場合はその担当課ごとに１事業と数えた）で割り、平均値を算出した。

(2)基本目標ごとの成果と課題

第２次計画のなかで掲げた 13 の施策の目標指標とその達成状況を踏まえ、基本目標ごとにみる第２次計画の成果と課題は以下の通りです。

■基本目標1　男女の人権の尊重と男女共同参画意識の啓発促進

○男女共同参画社会づくり講演会の参加者数は増加し、男性参加者の割合も微増となっていますが、社会全体において男女平等と感じる人の割合、性別による固定的役割分担意識が解消されていると感じている人の割合は、ともに基準年と比べて減少しています。性別に関わらず社会へ参画できる土壌づくりのため、引き続き男女共同参画への理解を深めていく必要があります。

○男女共同参画社会づくり出前講座及び地域座談会は、実施回数・参加者数ともに基準年と比べて減少しています。出前講座及び地域座談会は地域における男女共同参画の教育・学習の場であり、あらゆる世代に対する啓発の場であることから、今後も力を入れていく必要があります。

○市の子宮がん検診と乳がん検診の受診率はともに減少しています。誰もが生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、検診の受診率向上に向けて取り組む必要があります。

○ＤＶ防止に向けた啓発について、相談窓口の連絡先を記載したカードを市の公共施設等を通じて配布していますが、継続的な配布や対象施設の拡充が必要です。

【目標指標の達成状況】

施策番号	目標とする指標項目	基準年 H22	現状 H27	目標年度 H28
施策の方向 1	市民意向調査で「社会全体において男女の立場が平等」と回答した人の割合*	33.0%	19.5%	40.0%
	市民意向調査で男女の固定的役割分担意識は解消されていると感じている人の割合*	67.5%	62.2%	75.0%
	◇男女共同参画社会づくり講演会の参加者数及び男性参加者の割合	229 名 26%	460 名 27%	300 名 40%
施策の方向 2	男女共同参画社会づくり出前講座及び地域座談会の実施回数及び参加者数	15 回 467 名/年	6 回 277 名/年	20 回 600 名/年
施策の方向 3	子宮がん検診の受診率	30.1%	27.9%	50.0%
	乳がん検診の受診率	30.8%	30.3%	50.0%
施策の方向 4	男女共同参画に関する意識調査で「配偶者（または交際相手）からなぐったり、けったりするなどの身体に対する暴力を受けた」ことが「まったくない」と回答した人の割合*	77.4%	76.8% ※	100.0%

※平成 28 年実施の参考値

■基本目標2　あらゆる分野における男女共同参画の促進

○市内小中学校のＰＴＡ正･副会長における女性の割合は基準年と比較して高くなっているものの、目標の 30.0%には達していません。また、委員会・審議会等の女性委員割合についても目標値を下回り、国や栃木県平均と比較しても低いため、引き続き女性委員の登用に向けた取組を進める必要があります。

○平成 24 年度から事業を実施した男女共同参画推進事業者表彰は、平成 27 年度までの表彰団体が累計で８事業者となり、成果がみられますが、引き続き表彰制度の周知が必要です。また、農業分野における家族経営協定の締結数は目標に達しており、今後は家族経営協定の見直しを含めた推進や女性農業士や女性の認定農業者等の育成などの取組も必要です。

○地域行事などの参加を夫婦同じ程度取り組んでいる人の割合は、基準年と比べると減少しています。家庭における夫婦の状況に応じて、地域行事に参加していけるよう、地域において男女共同参画の環境づくりを進める必要があります。

○ワーク・ライフ・バランスという言葉を内容まで知っている人の割合は減少しています。個々人がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの内容と重要性の周知に取り組んでいく必要があります。

【目標指標の達成状況】

施策番号	目標とする指標項目	基準年 H22	現状 H27	目標年度 H28
施策の方向 5	委員会・審議会等の女性委員構成割合	27.5%	27.1%	30.0%
	◇市内小中学校のＰＴＡ正・副会長における女性の割合	24.2%	27.7%	30.0%
施策の方向 6	◇男女共同参画推進事業者表彰を受ける団体数	未実施	2事業者/年	3 団体/年
	■家族経営協定の締結数	169 戸	195 戸	195 戸
施策の方向 7	市民意向調査で地域行事などの参加が「夫婦同じ程度」と答えた人の割合*	33.4%	23.7%	40.0%
施策の方向 8	市民意向調査で「ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容もよく知っている」と回答した人の割合*	27.9%	19.7%	40.0%

※■は平成 28 年度の目標数値を達成した項目
◇は平成 22 年と比較して平成 27 年に改善がみられた項目
＊市民意向調査については前年度実績の数字を掲載

※市民意向調査は、「第 11 次市勢発展長期計画」に掲げる各施策の『成果指標（市民の皆さまの満足度等)』を把握するため、毎年度実施しているもの。
平成 27 年度は市内在住の満 18 歳以上の男女 3,000 人を対象に調査を行い、38.4%の回収率であった。

第５節　市の課題のまとめ

近年の新たな課題や市の第２次計画の達成状況、各種意識調査、統計等からみる市の現状を踏まえ、取り組むべき課題について整理したところ、以下に大別されます。

○人権の尊重はあらゆる個人が自分らしく生きるために重要です。教育や学習の場を通じて、引き続き市民の人権意識を醸成し、男女共同参画の必要性に対する理解を十分に進めていく必要があります。

○市民意識調査では、「男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」が約半数となっており、性別による固定的役割分担意識の解消が進んでいるものの、引き続き性別にかかわらず責任を分担できる社会づくりに向けて意識啓発に取り組む必要があります。

○市民意識調査では、今後の市の施策として、学校教育や生涯学習・社会教育の場、職場における男女平等の啓発・教育の充実が求められています。また、男女の地位の平等感について、社会通念・しきたり等、政治の場、社会全体において平等と感じる人の割合が低いことから、啓発・教育を充実させることにより、男女平等の意識を醸成していく必要があります。

○誰もが安全・安心な生活を送るためには、生涯を通じた健康支援が重要です。市の子宮がん検診と乳がん検診の受診率はともに減少しており、女性のがんの早期発見のために、受診率向上に向けて取り組む必要があります。

○市民意識調査で、配偶者から暴力を受けた際にどこ（誰）にも相談しなかったと答えた人が４割を超えており、男女ともに被害が潜在化しやすい傾向がうかがえることから、被害者支援や暴力被害の早期発見に向けた相談窓口の周知・啓発に取り組む必要があります。

このような課題を踏まえ、

（1）人権の尊重と男女共同参画意識づくりの促進

が必要です。

○国において「女性活躍推進法」が成立し、女性本人の意思の尊重を前提として、女性の職業生活と家庭生活との両立推進に向けた取組を展開しています。

○本市においては、女性の労働力率より、10 代から 50 代までの年代で女性の働くことへの意欲の高さがうかがえることから、働く意欲のある女性の就業希望を叶えるための支援が必要です。

○市民意識調査より、性別による固定的役割分担意識の解消が進んでいることがうかがえるものの、実際の家事分担については男女間の偏りがみられることから、男性の働き方支援などを通じて、個人や家庭の状況や意思に応じた家事分担を支援する取組が必要です。

○市民意識調査では、女性が働き続けるために重要なこととして、夫の家事・育児などへの参加と保育サービスの充実が求められており、出産後再就職にあたっても、家族の理解と協力や保育・介護施設の充実を重要と考える人が多くなっています。就業継続、再就職のどちらの場合でも企業等事業所の理解が求められており、加えて、再就職にあたっては再就職希望者を雇用する制度の充実が求められています。

○事業所実態調査では、市に期待する取組について、「市内事業所（企業）の取組み事例、関連情報、ノウハウの提供」が２番目に高くなっており、労働者本人に対する仕事と家庭両立に向けた支援とあわせて、事業所同士の取組やノウハウ等の情報共有に取り組んでいく必要があります。

○家族経営協定の締結数については平成 28 年度の目標数値を達成しており、農業経営における働きやすい環境づくりを進めました。今後も、家族経営協定の締結を推進するとともに、締結内容の見直しを図るなど、農業分野における女性の参画をさらに進めることが必要です。また、事業所実態調査では、仕事と家庭を両立するために重要なこととして、「家族のサポートや家族の意識改革」が上位となっています。今後、さらに仕事と家庭生活の両立支援につながる意識の醸成を高める取組が必要です。

このような課題を踏まえ、

（2）仕事と家庭の両立支援の推進

が必要です。

○市民意識調査では、政策・方針決定の場への女性参画の考えについて、女性参画を進めることに肯定する人は全体の８割を超えています。一方、市の審議会等における女性委員の比率は国・県・県平均を下回り、横ばいで推移していることから、審議会等において男女双方の意見が十分に取り入れられるよう、女性委員の登用を進めていく必要があります。

○内閣府から防災分野の予防、応急、復旧・復興等の各段階において、男女共同参画の視点に配慮して進めることの重要性が示されており、本市においても平常時から災害に備えた準備を進めていく必要があります。

○市民意識調査では、地域活動への参加状況について、30 歳代以上では何らかの活動に参加している割合が高くなっている一方、10 代から 20 代にかけては参加していない割合が高くなっていることから、若い世代に対して地域活動への参加を促していくとともに、地域において男女双方の視点を取り入れ、地域活動の活性化を図っていく必要があります。

○本市においては、ひとり親世帯が増加しており、また未婚率が男女ともに上昇していることから、地域において個人が孤立することを防ぐとともに、複合的な困難を抱える人への支援を進めていく必要があります。

このような課題を踏まえ、

（3）あらゆる分野における男女共同参画の推進

が必要です。

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　基本理念

本計画は、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進するためのものです。「男女共同参画推進条例」第３条に定める以下の７つの基本理念を、本計画の基本理念として掲げます。

（1）男女の人権の尊重と暴力の根絶

男女が、個人の尊厳を重んじられ、性別による差別的取扱いを受けずに、能力を発揮する機会が確保されるようにします。また、男女の性別に起因した暴力が根絶されるようにします。

（2）社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるように配慮します。

（3）施策等の立案・決定の場における共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画できるようにします。

（4）家庭生活とそれ以外の社会活動の両立

男女が、家庭の重要性を認識し、子育てや介護などを互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立を図ることができるようにします。

（5）人権の尊重を基本とした教育の実施

学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育が、男女の人権の尊重を基本として行われるようにします。

（6）男女の性についての理解と生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにします。

（7）国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、国際的な取組と歩調を合わせながら進めます。

第２節　基本目標

基本理念の実現に向けて、本市の現状と課題を踏まえ、３つの基本目標を設定し、基本理念を強力に推進するため、基本理念との整合を図ります。

基本目標１　人権の尊重と男女共同参画意識づくりの促進

基本理念(1)(2)(5)(6)

人権に配慮し、男女共同参画の意識を醸成していくことは、男女共同参画を進めるうえで基本的な土台といえます。性別に関わりなく、男女が多様な生き方を認め合えるよう、家庭や学校などでの教育を通し、あらゆる年代の人に男女共同参画の意識を育みます。

また、社会に参画していくためには、すべての人が健康に生涯を過ごすことが前提となります。そのため、男女が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた健康づくりや、出産・妊娠等に関する自己決定権について、男女が互いに責任をもち決断していくという、「性と生殖に関する健康と権利」*に関する周知を図ります。

さらに、配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画の実現を阻む決して許してはならないものです。近年多様化するあらゆる暴力に対し、その根絶に向けて被害者に対する支援及び被害の防止に向けた啓発を実施します。

基本目標２　仕事と家庭の両立支援の推進

【女性の職業生活における活躍推進計画】　基本理念(4)

人口減少や高齢化、経済のグローバル化が進む中で、活力ある社会を実現するためには、男女が性別にとらわれずに個人の意思に基づいて、その個性と能力を発揮できることが重要です。

特に、生産年齢人口の減少を背景に、人材としての女性の活躍が重要となっています。国においては、「女性活躍推進法」を制定・施行し、女性の職業生活における活躍を推進しており、本市においても、女性が活躍するための環境づくりが急務です。女性の意思に基づいて、職業生活を営み、また営もうとすることで個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進します。

また、男女双方が自分らしい生き方を選択できるよう、長時間勤務の抑制や育児休暇等の取得促進など、働き方の見直しを進めることが必要です。事業所に対して就労環境の整備を働きかけ、また保育・介護サービス等の充実に取り組むことで、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

なお、基本目標２を、「女性活躍推進法」第６条第２項に基づく本市の推進計画として位置づけます。

基本目標３　あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本理念(3)(7)

社会のあらゆる分野において、個人がその性別にかかわらず自分らしく生きることができ、その意思に応じて参画していくことができるよう、男女共同参画が十分に進んでいない分野における取組を進めます。

政策・方針決定の場に男女双方が参加することは、市の施策の推進にあたって多様な価値観を反映していくことにつながります。そのため、政策・方針決定の場において女性の登用を図るとともに、政策・方針決定過程への参画に意欲のある女性を支援し、次代を担う女性のリーダーを地域で育成します。また、真岡市全体の男女共同参画の推進として、市役所として実施すべき取組等を定めた「特定事業主行動計画」に基づき、男女共同参画を積極的に推進します。

さらに、男女共同参画の視点に立って地域の防犯・防災の強化を進めるとともに、平常時から地域の意思決定の場への女性の登用を進め、さまざまな人の意見を反映した豊かな地域社会を形成します。加えて、近年では複合的な困難を抱える方達に対する取組も必要となっていることから、外国籍の人、ひとり親世帯や障がいのある人など、困難を抱えやすい人に対する支援に取り組みます。

＊性と生殖に関する健康と権利　　リプロダクティブ･ヘルス／ライツと称し、「健康」と「権利」の側面から成る。

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

第３節　計画の体系

本市の男女共同参画の推進にあたっては、以下の体系に基づいて施策を展開します。

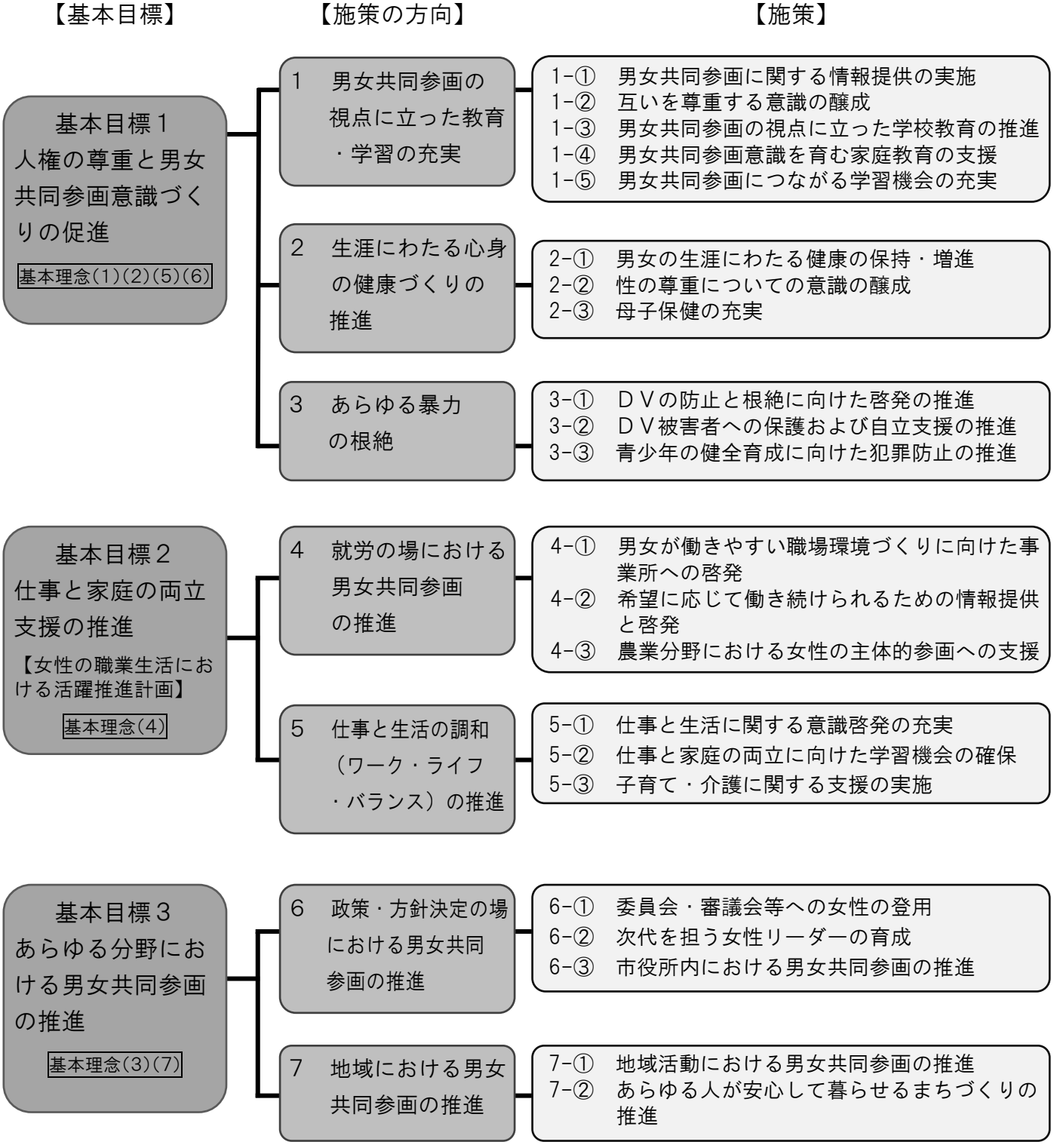

第４章　計画の内容

基本目標１
人権の尊重と男女共同参画意識づくりの促進

施策の方向１　男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方針

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野へ参画を進めていくためには、市民一人一人が男女共同参画の意義や内容を十分に理解していることが重要です。

本市では地域座談会や講演会の開催等をとおして、男女共同参画意識の醸成および啓発に取り組んできましたが、社会全体での男女の地位が平等と感じる人は２割に達していないことから、男女共同参画の必要性に対する認識や理解がさらに深まるよう、意識の醸成・啓発に取り組みます。

また、市民意識調査では、学校教育や生涯学習・社会教育、職場における男女平等の啓発・教育の充実が求められています。そのため、様々な学習機会の充実を図り、あらゆる世代の人に男女共同参画の理解を進めます。

学校教育の場においては、男女共同参画の視点から教育や学習を行うことができるよう、教職員の人権意識の向上や、男女共同参画の理解を促す研修の実施に取り組みます。また、市民意識調査より、個人の希望や能力を重視した進路指導の実施が求められていることから、児童生徒が自らの意思に基づいて進路を選択できるような進路指導に取り組みます。

家庭教育の場においては、幼少期から思いやりの心等を育み、次代を担う子ども達に対して男女平等意識の醸成を図ります。

◇「男女共同参画社会」の認知度

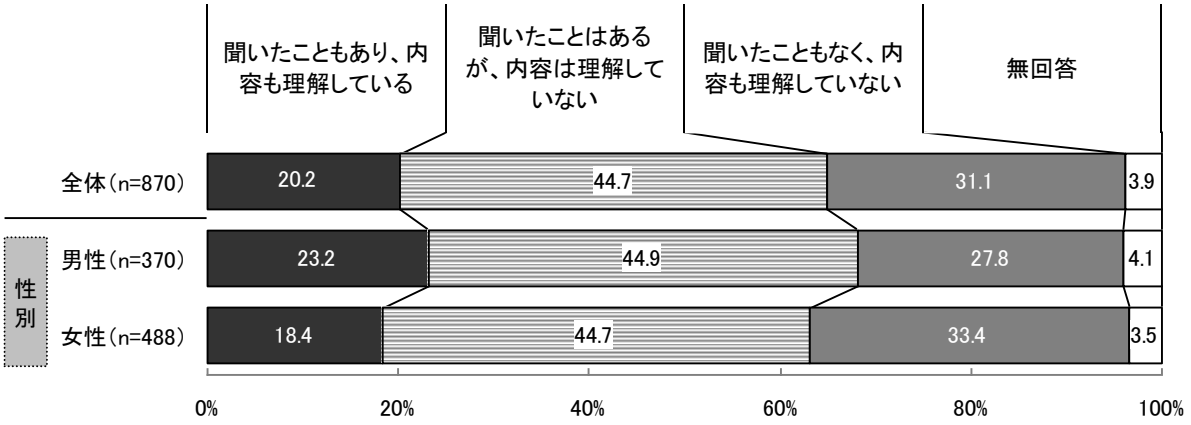

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

◇家庭以外の教育の現場で、人権や男女平等意識を育成するために重要なこと

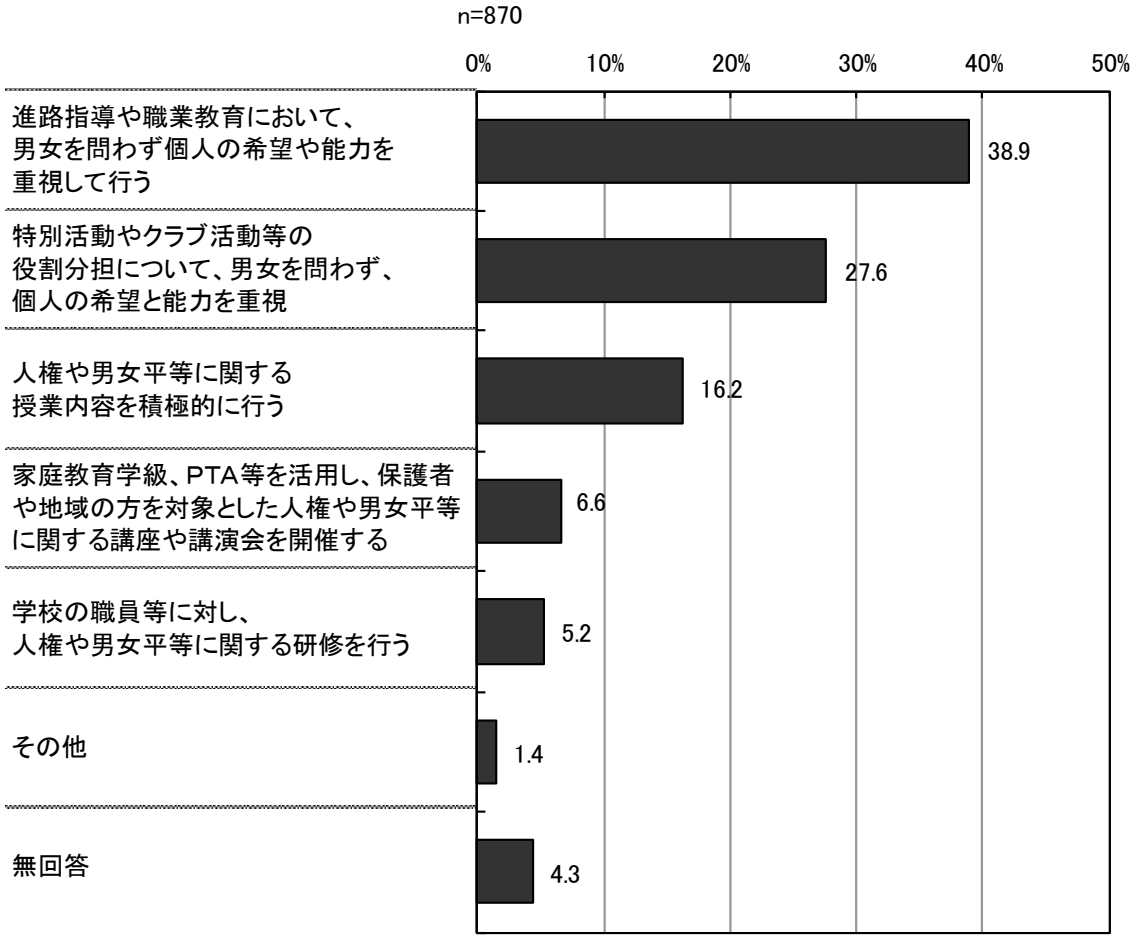

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

具体的な取組

具体的な取組の見方

■事業No.に付随する記号は、本計画期間中の事業の方針を示しています。
重は　本計画の重点事業を表します。
新は「新規」として、本計画から新たに盛り込んだ事業を表します。
◎は「拡充・強化」として、事業内容の拡大や取組の強化を図る事業を表します。

■重点事業は、以下の方針のいずれかに該当するものを設定しています。
・数値目標を達成するにあたって、各指標の達成に向けた高い効果が期待されるもの
・市民のニーズや本市の課題となっており、早期に取り組む必要があるもの
・男女共同参画の推進に直接的に関わり先導性のあるもの

1-①　男女共同参画に関する情報提供の実施

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
1 重 ◎	男女共同参画に関する地域座談会等の実施	地域座談会や出前講座等を実施し、男女共同参画社会に対する理解を深めるとともに意識啓発を図ります。	生涯学習課
2 重 ◎	男女共同参画社会づくり講演会の開催	男女共同参画意識を醸成するため、幅広く市民に呼びかけ、男女共同参画に関するテーマでの講演会を開催します。	生涯学習課
3 ◎	男女共同参画セミナーの開催	市民が行政や政策への参画意識を高めるため、座学やグループワーク形式を取り入れたセミナーを開催します。	生涯学習課
4 重	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画に関する情報紙を発行し、全戸配布及び市内各施設に配置します。	生涯学習課
5	男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画に関する情報を、市の広報紙やホームページ、もおかテレビでの放送等を通じて広く市内外に提供します。	秘書課 生涯学習課

1-②　互いを尊重する意識の醸成

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
6 ◎	人権啓発に関する講演会の開催	人権啓発に関する講演会の開催を通して、市民がさまざまな人権に関する課題について正しい理解と認識を深める機会を提供します。	生涯学習課
7	人権相談の実施	人権擁護委員による人権相談を実施し、人権侵害につながる困り事の解決につなげます。	社会福祉課
8	自分らしさを育てる教育の推進	小中学校の学習活動を通して、人権教育に関する指導を実施するとともに、人権週間を設置し、児童生徒が互いを尊重し、自分らしさを大切に育むことができるような教育を進めます。	学校教育課
9	意識づくりパンフレット等の配布	小中学生に対し、人権意識の啓発パンフレットを配布することで、人権意識の高揚を図るとともに、教職員に対する人権意識の向上に努めます。	社会福祉課 学校教育課

1-③　男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
10	学校における男女平等教育の推進	指導の中で男女平等意識の醸成に取り組むとともに、進路指導にあたっては、性別によらず、個人の能力と希望を最大限生かした指導に取り組みます。	学校教育課
11	教職員の研修の充実	小中学校の教職員に対し、人権意識向上のための研修を実施するとともに、研究結果を公表し、教職員の人権意識向上を進めます。	学校教育課

1-④　男女共同参画意識を育む家庭教育の支援

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
12 重	「三つ子の魂育成事業」における人権教育の推進	人格の基礎を形成する幼少期の児童をもつ保護者に対し、講演会や講話、講座等を実施し、幼少期から男女平等参画意識が育まれるよう努めます。	三つ子の魂育成推進室
13 ◎	家庭教育学級の中での男女共同参画に関する学習会の実施	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校ごとに家庭教育学級を開設し、男女共同参画に関する学習会を実施します。	生涯学習課
14	家庭教育に関する情報提供	家庭教育通信「すこやか」「のびる」「めざめ」や家庭教育誌「とんぼつり今日はどこまで」等の発行により、子育て期の親の心構えを啓発します。	生涯学習課
15	家庭における子育ての支援	幼児期の心の教育や親子関係の重要性を啓発し、家庭での子育てを通した家庭教育の実施を支援します。	三つ子の魂育成推進室

1-⑤　男女共同参画につながる学習機会の充実

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
16 ◎	男女が豊かに暮らすための学習機会の充実	市民講座や出前講座、女性学級、講演会、セミナー等を開設し、男女それぞれがライフスタイルに応じて、豊かに暮らすための知識や技能の習得、様々な課題について学ぶ機会を充実します。	生涯学習課

■コラム■　三つ子の魂育成推進事業とは

「三つ子の魂百まで」ということわざがあります。人格の基礎は母親の胎内に宿ったときから培われると言われており、本市では、母親、父親としての心構え、授乳期の子どもの育て方、スキンシップの大切さ等を両親に伝えることで、愛情と思いやりに満ちた「三つ子の魂」が育まれるよう、真岡市独自の事業として推進しています。

施策の方向２　生涯にわたる心身の健康づくりの推進

施策の方針

男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しながら生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、性別にかかわらず社会に参画していくために重要です。

本市においては、健康の保持・増進に向けた疾病予防対策、運動習慣の普及推進に取り組んでいますが、市民健康意識調査によると、意識的に運動をしている人の割合は男女ともに５年間で減少していることから、引き続き運動習慣の普及が必要です。

また、青少年に対しては、学校教育の中で、児童・生徒の発達の段階に応じた健康教育や性教育を実施しています。男女が互いの性と身体的性差を理解することは、互いを認め合い尊重し、健康な生活を送ることにつながるため、今後も引き続き性教育等の充実を図るとともに、幅広い世代に「性と生殖に関する健康と権利」に関する周知を図ります。

さらに、女性に対しては、妊娠期・出産後の女性に対する健康支援に取り組んでおりますが、市の子宮がん検診と乳がん検診の受診率はともに低下していることから、女性が健康で生涯を過ごすために、検診の受診率向上に向けた意識啓発に取り組みます。

◇日頃の運動について「いつもしている」または「時々している」割合

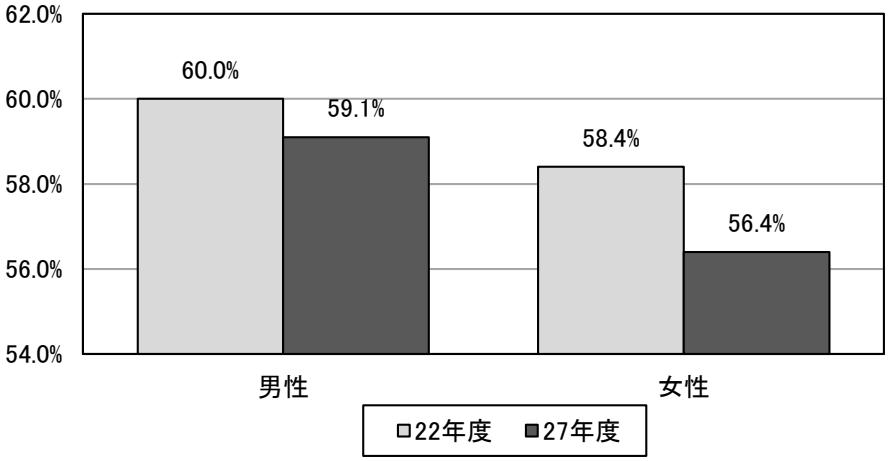

「真岡市市民健康意識調査」（平成 22 年、27 年実施）

具体的な取組

2-①　男女の生涯にわたる健康保持の推進

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
17	健康の管理・保持増進のための教育・相談支援	各種健康教室、講演会、相談会等を実施し、健康の管理・保持増進を図ります。	健康増進課
18	疾病予防対策の推進	各種疾病予防教室や生活習慣病検診を実施するとともに、特定健診受診者に対する保健指導や特定保健指導対象者に対する生活改善支援に取り組みます。	健康増進課
19 ◎	健康づくりのための運動習慣の普及推進	健康づくり、また生涯スポーツを続けることを意識し、運動の推進に向けた教室等を開催します。	健康増進課 スポーツ振興課
20 ◎	各種検診の受診に向けた啓発	健康状態を把握し、健康に生活を送るために、生活習慣病検診をはじめとする各種検診を定期的に受診するよう、啓発に取り組みます。	健康増進課
21	ＨＩＶ/エイズ等性感染症対策の推進	エイズなどの感染症を予防するための啓発や相談事業を実施するほか、疾患に対する正しい認識について啓発します。	健康増進課
22 重 ◎	女性の健康をおびやかす問題についての対策	子宮がん・乳がんのほか骨粗しょう症等、女性特有の疾病や女性が特にかかりやすい疾病についての検診・予防に取り組みます。	健康増進課

2-②　性の尊重についての意識の醸成

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
23 重	適切な性教育の推進	児童、生徒の発達の段階に応じて、生命の大切さを理解し、互いの性を尊重するような教育を行います。	健康増進課 学校教育課
24	思春期における健康教育の充実	思春期における体の変化、性感染症予防や薬物乱用防止についての指導、啓発を実施します。	健康増進課 学校教育課
25 重	「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の浸透	検診・健康教室等を通じて、「性と生殖に関する健康と権利」の意識の浸透を図ります。	健康増進課
26	妊娠・出産・育児に関する理解の促進	妊娠中の夫婦を対象に両親学級を開催し、妊娠・出産・育児についての理解を深め、安心して育児に取り組めるよう支援します。	健康増進課

2-③　母子保健の充実

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
27 重 ◎	妊娠・出産期における健康支援施策の充実	母子健康手帳の交付時に副読本を配付し、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うとともに、妊婦健康診査受診票を交付し、健康に出産することができるよう支援します。	健康増進課
28	育児期の女性の健康支援施策の充実	子育て中の母親の健康管理に向けて、相談や訪問指導を実施します。	健康増進課
29	不妊治療に関する支援	不妊治療（人工授精・体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	健康増進課

施策の方向３　あらゆる暴力の根絶

施策の方針

配偶者からの暴力や、親密な関係にあるパートナーからの暴力、いわゆるＤＶは、重大な人権侵害であるとともに、男女間の問題にはとどまらず、児童への虐待にもつながるものとされています。また、被害者に対して恐怖と不安を与え、犯罪にもなりえるものであることから、男女共同参画社会の実現において決して許してはならないものです。

市民意識調査によると、“殴る、蹴る等の身体に対する暴行”や、“暴言や交友関係の監視等の精神的な嫌がらせ”などの暴力を受けた経験があったと回答した人の割合が高くなっているものの、配偶者から暴力を受けた際にどこ（誰）にも相談しなかったと答えた人が４割を超えていることから、男女ともに被害が潜在化しやすい傾向がうかがえます。

本市のＤＶ相談件数は、延べ相談回数が平成 27 年度には 112 件となっていますが、潜在的な被害者の存在が予想されることから、相談窓口の周知に引き続き取り組むとともに、関係部署と連携し、被害者の早期発見と自立に向けた支援に努めます。

また、近年では中高生等の男女交際における暴力、いわゆるデートＤＶ*も問題となっています。そのため、若年層に対して、暴力に関する正しい認識を啓発するとともに、いわゆる性の商品化から守るための有害環境浄化活動を実施し、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を進めます。

＊デートＤＶ　　恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、経済的及び性的暴力のこと。結婚前の、特に中高生等において問題となっている。

◇配偶者からの暴力の経験

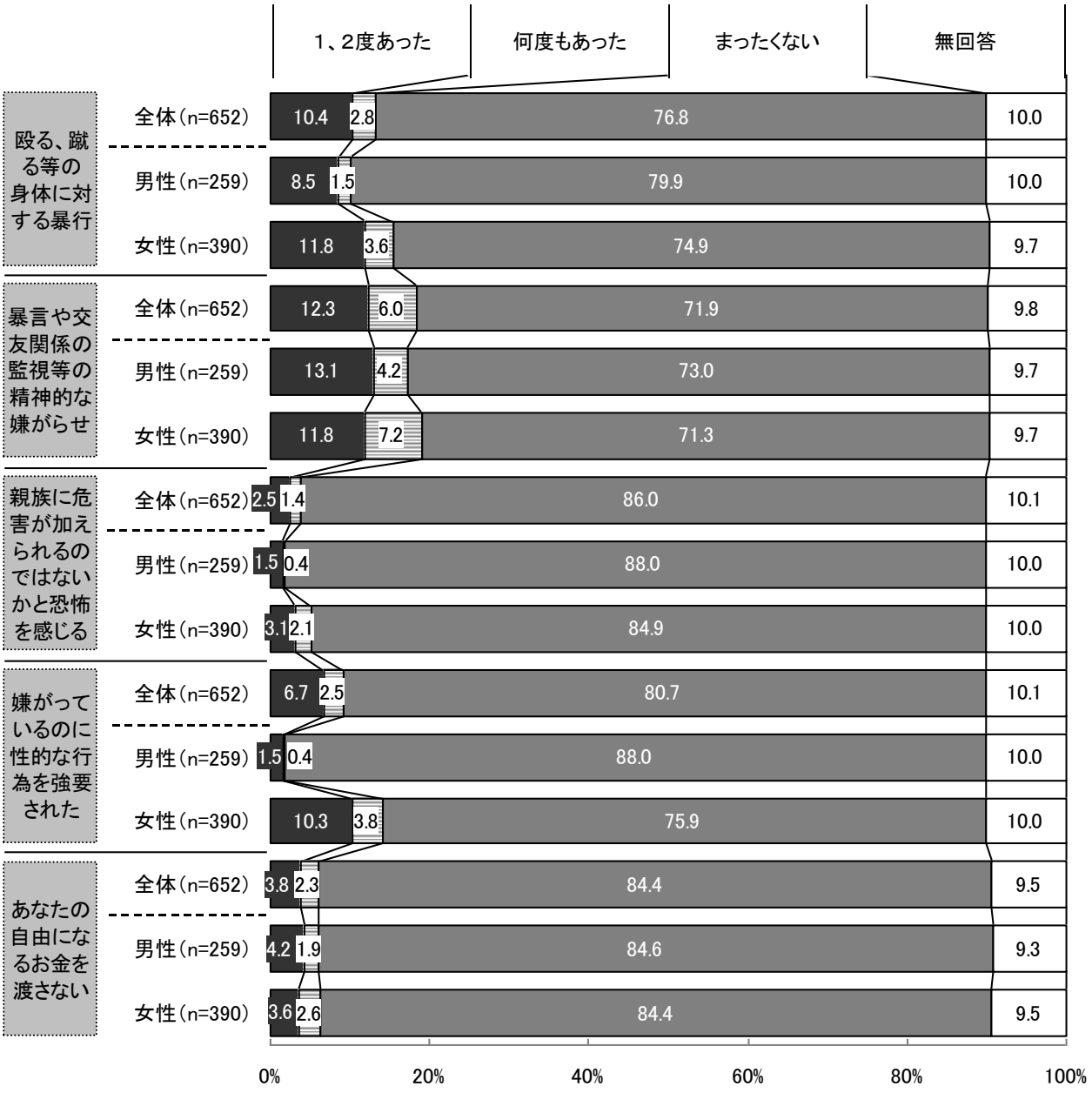

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

◇DV 相談件数

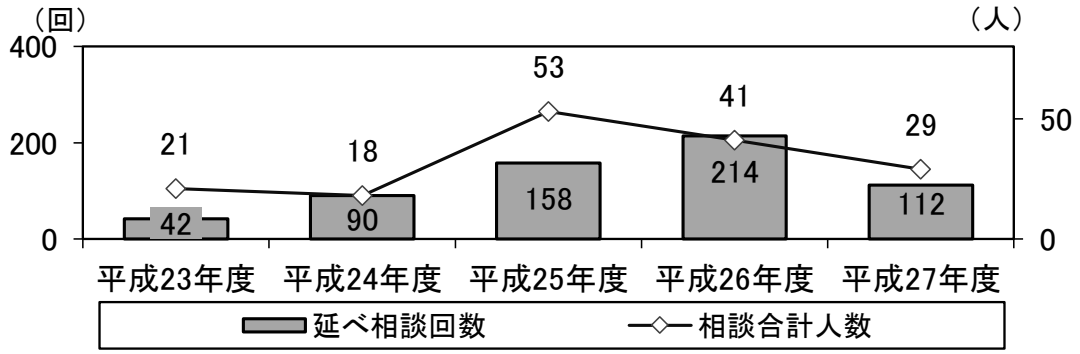

児童家庭課調べ

具体的な取組

3-①　ＤＶの防止と根絶に向けた啓発の推進

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
30 重	ＤＶ相談窓口の啓発	ＤＶ相談窓口の連絡先を記載したカードを市及び民間施設等に設置し、ＤＶ被害を受けた人からの相談につながるよう、啓発を行います。	児童家庭課
31 重 新	ＤＶの被害根絶に向けた啓発	ＤＶ等、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行います。	児童家庭課

3-②　ＤＶ被害者への保護および自立支援の推進

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
32 ◎	ＤＶに関する相談や保護及び関係機関との連携	警察署・裁判所・婦人相談所等関係機関との連携を図り、ＤＶ被害者の相談・保護に努めます。	児童家庭課
33 ◎	ＤＶ被害者の自立支援	母子・父子自立支援員による相談事業や自立支援事業の充実を図ります。	児童家庭課

3-③　青少年の健全育成に向けた犯罪防止の推進

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
34	青少年に対する有害環境浄化活動の実施	青少年の社会生活環境を健全化し、性の商品化やインターネットなどの様々なメディアによる有害情報などから青少年を守るため、青少年健全育成条例に基づいた有害図書の立入り調査や巡回指導などを実施し、非行防止に努めます。	生涯学習課

基本目標２
仕事と家庭の両立支援の推進

【女性の職業生活における活躍推進計画】

施策の方向４　就労の場における男女共同参画の推進

施策の方針

男女が共に職場において個人の意思に応じて働き方を選択し、働きやすい環境の中でいきいきと仕事をするためには、職場における男女共同参画の推進が重要です。

事業所実態調査によると、今後市に期待する取組として、市内事業所（企業）の取組み事例等の情報やノウハウの提供が上位となっており、事業所自体に対する啓発や情報提供が求められています。

また、事業所実態調査より、職場における管理職や女性登用が少ない原因として、女性社員自体が少ないことや、女性自身のキャリア形成に対する意識の低さが存在することがうかがえます。そのため、女性に対する再就職支援や、経営参画・キャリア形成への意識啓発を進め、男女が平等に仕事の場に参画できる環境醸成に努めます。

さらに、「女性活躍推進法」における認知度を高め、女性の活躍できる環境づくりに向けて、「女性活躍推進法」に定める一般事業主行動計画策定に関する事業所への働きかけを進めます。

加えて、家族経営協定については、締結後における協定内容の見直しも含めた推進を図るとともに、女性農業士や女性の認定農業者等の育成など、農業分野における女性の参画も進めることが必要です。

◇「女性活躍推進法」の認知度

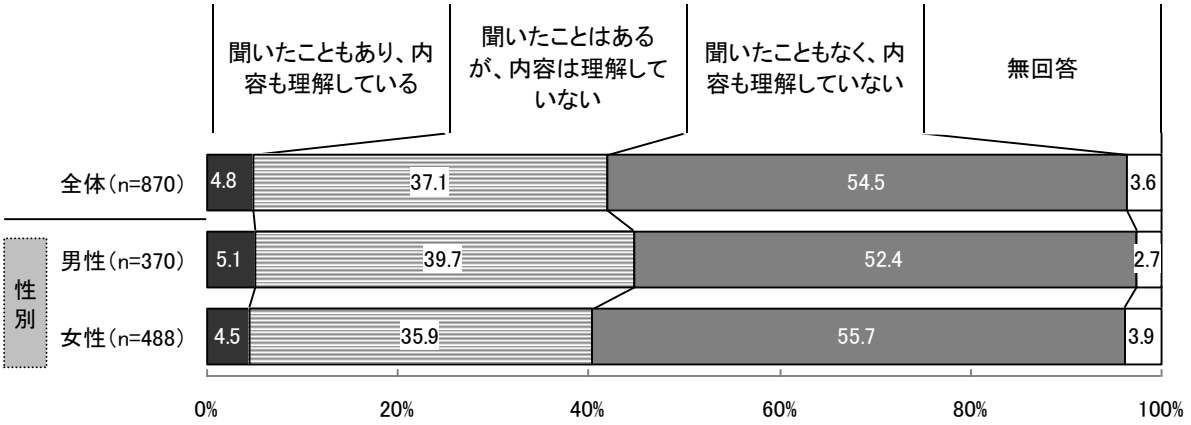

「真岡市男女共同参画社会に関する意識調査」（平成 28 年実施）

具体的な取組

4-①　男女が働きやすい職場環境づくりに向けた事業所への啓発

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
35 重 ◎	事業所を対象としたポジティブ・アクションの啓発	ポジティブ・アクションについて、事業者への啓発を行い、団体・事業所等における男女共同参画を推進します。	商工観光課
36	市内事業所向けの出前講座のＰＲの実施	市内事業所向けに、もおか出前講座の「男女共同参画社会づくり」について、ホームページやパンフレット配布によるＰＲを実施します。	生涯学習課
37 重 ◎	男女共同参画推進事業者表彰の実施	男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関する取組を積極的に実施している事業者を表彰するとともに、表彰結果について、広報紙やホームページ掲載によりＰＲします。	生涯学習課
38	職場における男女平等やハラスメント防止のための啓発	市内事業所に、職場における性別による固定的役割分担意識の解消や、ハラスメント防止に関する啓発を実施します。	商工観光課
39 重 新	女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画策定に向けた事業所への啓発	女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画策定に向けた取組を、事業所に対して啓発します。	商工観光課 生涯学習課

4-②　希望に応じて働き続けられるための情報提供と啓発

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
40	再就職に関する情報の提供	ハローワーク真岡（真岡職業安定所）と連携を図り、離職した市民に再就職支援情報を提供します。	商工観光課
41	女性起業家の育成・支援	真岡商工会議所を中心に、女性の創業希望者に対して創業に向けた支援を行います。	商工観光課
42	商工団体の女性部等に対する意識啓発	真岡商工会議所やにのみや商工会の女性部主催の会議や話し合い事業時に積極的な経営参画に向けた啓発を行います。	商工観光課
43	育児・介護休業制度の普及や雇用機会均等法の周知	関係機関と連携を図り、事業主・従業員の双方に対して、育児・介護休業制度や男女雇用機会均等法の内容、各種助成金制度の内容等、国の法律や制度の周知・啓発を図ります。	商工観光課

4-③　農業分野における女性の主体的参画への支援

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
44 重	家族経営協定の締結による魅力ある経営の確立の推進	農家の女性の地位向上と農村地域の活性化を図るために、家族経営協定の締結を推進します。また、家族経営協定の見直しを推進します。	農政課
45	女性農業者の育成・支援	女性農業士や女性の認定農業者等の育成を図り、女性の経営参画や活動しやすい環境整備を推進します。	農政課
46	農村女性組織への加入促進と自主的活動の支援	農村女性団体への加入促進を図り、各種活動を支援することにより、農業分野での女性の活躍を推進します。	農政課

施策の方向５　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の方針

我が国においては、働き方の多様化が進んだ現代においても、長時間労働等により仕事が生活の中心になりがちであり、そのことは女性に家事等の負担がかかる要因ともなっています。そこで、男女がともにその意思に応じて自分らしく生きていくために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が重要な課題です。

性別にかかわらず、男女がともにその意思に基づいて役割を担うことのできる社会の実現に向け、固定的役割分担の払拭に向けた取組を推進します。

また、事業所実態調査から、仕事と家庭の両立に向けては、公的な支援と併せて、身近な家族の理解と支援が求められています。家事・育児等への参画に向けた啓発等を実施することで、男女が共に、協力して育児・介護等の分担を行う意識の醸成を進めます。

加えて、育児や介護に取り組む家庭に対する公的な支援について、より一層の充実が必要です。本市では、延長保育や病後児保育等について取り組んでいるものの、市民意識調査より、保育や介護に関わる施設の充実が求められており、女性が働き続けるためにも重要な施策と考えられていることから、引き続き、保育や介護サービスの充実を図ります。

具体的な取組

5-①　仕事と生活に関する意識啓発の充実

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
47 重 ◎	事業所向け（事業主・従業員）のワーク・ライフ・バランスの啓発	市内事業所にワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットを配布し、啓発を図ります。	商工観光課
48 重	事業所に対する子育て環境整備の啓発	工業団地総合管理協会に対して、育児休業制度の実施の呼びかけ、子育て環境整備の重要性について、啓発を図ります。	三つ子の魂育成推進室

5-②　仕事と家庭の両立に向けた学習機会の確保

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
49 重	育児に関する学習機会の確保	積極的に育児へ参画することの重要性について啓発します。	三つ子の魂育成推進室 健康増進課
50 ◎	家事に関する学習機会の確保	役割分担にとらわれない、積極的な家事への参画を促すため、料理教室などを開催します。	生涯学習課
51	介護に関する学習機会の確保	介護に関する教室などの開催や、介護に係わる情報を提供します。	いきいき高齢課

5-③　子育て・介護に関する支援の実施

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
52 重 ◎	乳幼児保育施設・保育内容の充実	市内保育所の保育サービス（延長保育、病後児保育、休日保育等）の充実を図ります。	児童家庭課
53 重 ◎	学童保育施設・保育内容の充実及び民間の学童保育に対しての支援	留守家庭の児童に対して、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図れるよう支援します。	児童家庭課
54	保育ママの育成及び保育ママ制度の充実	保育ママ連絡協議会の運営支援及び保育ママ従事者への育成支援を行います。	児童家庭課
55	児童館への支援	児童館施設の機能を活用して、児童養育に関する相談・援助から遊びの指導までの総合的な取組ができるよう支援します。	児童家庭課
56	子育て支援センター等の充実	支援センターやサロン等で、育児相談や親子の交流事業を実施し、子育て家庭を支援します。	三つ子の魂育成推進室
57	子育て学級等の開催及び内容の充実①	保健師・助産師・栄養士等による「すこやか赤ちゃん教室」や「子育て相談」の実施により、子育て中の両親の悩みの相談に応じ、安心して育児に取り組めるよう支援します。	健康増進課
58	子育て学級等の開催及び内容の充実②	子育て学級「コアラちゃんクラブ」を開催し、親同士・子ども同士の交流を深めると同時に両親に対する支援の充実を図ります。	生涯学習課
59	出産・子育てに関する助成制度の情報提供	「子ども医療費」や「妊産婦医療費」等の医療費助成制度をはじめとした各種助成制度について周知します。	健康増進課 児童家庭課 学校教育課
60	介護保険制度の理解の浸透と自立に向けた介護サービスの質の向上	介護保険に関するパンフレットを作成・配布し、制度の周知をするとともに、施設への指導や介護相談員派遣事業を実施し、介護サービスの質の向上を図ります。	いきいき高齢課

基本目標３
あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向６　政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

施策の方針

政策・方針決定の場に男女ともに参画していくことは、市の施策の推進にあたって多様な価値観を反映していくことにつながります。

本市では、委員会・審議会等への女性の参画促進に向けて、全課が働きかけを進めていますが、審議会等における女性委員の比率は平成 27 年度には 27.1%と、目標の30%に達しておらず、国、県、県内市町村平均を下回っている状況です。

また、市民意識調査によると、政策・方針決定の場への女性参画を肯定する市民の意識は醸成されつつあり、女性参画に向けた基盤は整ってきています。今後は、次代を担う女性リーダーを地域で育成し、政策・方針決定過程への積極的な参画につなげるとともに、委員会・審議会等への女性委員の積極的な登用を進め、女性自身に対する意識啓発を推進します。

さらに、市民意識調査では、政策・方針決定の場に女性の参画が増えるために必要なこととして、男性優位の組織運営の改善、女性の能力開発の機会の充実、女性自身が積極的な参画意識をもつことが上位となっています。市役所内においても、市全体の男女共同参画の推進に向けて、女性職員のキャリア形成、人材育成等の取組を進め、男女がともに活躍しやすい環境づくりを整えます。

具体的な取組

6-①　委員会・審議会等への女性の登用

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
61 重 ◎	委員会・審議会等や各種団体役員への積極的な女性の登用	市の各種委員会・審議会等における女性登用率の増加を図るとともに、各種団体役員への女性の登用を進め、全庁を挙げて政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。	全課

6-②　次代を担う女性リーダーの育成

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
62 ◎	女性や若いリーダーを育成するための学習機会の提供	政策・方針決定過程への参画に意欲のある女性を支援するため、人材育成研修等への参加を促し、次世代を担うリーダーとして、地域で活躍できる人材育成を進めます。	生涯学習課

6-③　市役所内における男女共同参画の推進

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
63 重 新	人事配置における女性の多様な部署への積極的登用の実施	これまで女性の配置が少なかった部署を含め、多様な部署に女性職員を積極的に配置します。	総務課
64 新	女性職員の研修参加の推進	市役所の女性職員が外部の専門研修に積極的に参加することを推進するとともに、市役所内で実施しているキャリアに関する研修の充実に取り組みます。	総務課

施策の方向７　地域における男女共同参画の推進

施策の方針

年代や性別にかかわらず、男女がともにその意思に応じて地域に参画していくことは、さまざまな人の意見が地域に取り入れられ、豊かな地域社会の実現につながります。

本市では、自治会役員への女性参画の推進に向けて、自治会連合会と連携し、女性役員の登用についての意識啓発を行っていますが、平成 27 年には区長に占める女性の割合は 0%、町会長に占める女性の割合は 5.4%となっており、依然として低い状況です。自治会役員等への女性の登用を進めることで、地域において、男女双方の視点や発想が取り入れられる環境を整備します。また、特に次代を担う若い世代に対して、地域活動への参加を促します。

さらに、近年ではあらゆる困難を抱える人に対する支援も重要となっています。本市においては、ひとり親世帯は増加しており、また母子・父子自立支援員兼婦人相談員が受ける相談件数も横ばいで推移していることから、ひとり親家庭に対する相談支援に引き続き取り組みます。また、高齢者、障がい者、外国籍市民等も含めたあらゆる人が安心して暮らせるまちづくりを今後も推進します。

◇母子・父子自立支援員兼婦人相談員相談件数の推移

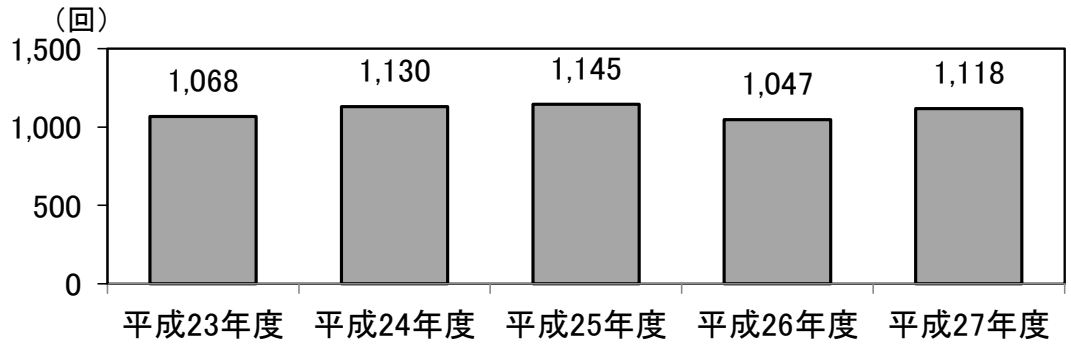

児童家庭課調べ

具体的な取組

7-①　地域活動における男女共同参画の推進

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
65 重 ◎	自治会役員への女性参画の推進	自治会連合会と連携し、女性役員の登用について協力を求めるなど、自治会活動において男女共同参画を推進します。	総務課
66 新	自治会活動の男女共同参画の推進啓発	自治会活動に、性別にとらわれずに参画できるよう、啓発します。	総務課
67	ボランティア団体への支援	市民活動推進センターに登録している団体を支援することで、あらゆる人がボランティア活動に参加しやすい基盤づくりを進めます。	安全安心課

7-②　あらゆる人が安心して暮らせるまちづくりの推進

事業No.	事業内容	具体的内容	担当課
68	高齢者・障がい者が安心して暮らせる体制の整備	高齢者・障がい者等、さまざまな問題を抱える人たちが安心して暮らせるよう、相談への対応と、情報提供に努めます。	社会福祉課 いきいき高齢課
69 重	男女共同参画の視点に立った地域の防犯・防災対策の推進	地域で活動する婦人防犯クラブ、婦人防火クラブの活動を支援し、女性の視点に配慮した防犯・防災対策を推進します。	安全安心課
70 新	公共施設等におけるバリアフリー化の推進	高齢者、障がい者、妊婦及び子ども連れの人を含む全ての男女の移動等円滑化を図るため、公共施設等のバリアフリー化を推進します。	建設課
71	外国籍市民との交流の促進	国籍を超え、互いの生活習慣や文化の違いを理解し尊重する「多文化共生社会」の実現に向け、真岡市国際交流協会と連携し、各種イベントを実施するなど外国籍市民との交流を促進します。	安全安心課
72 重 ◎	母子・父子自立支援員によるひとり親世帯に対する相談支援の実施	母子・父子自立支援員による相談を行い、ひとり親世帯に対する支援につなげます。	児童家庭課

数値目標一覧

本計画の推進にあたっては、施策の方向ごとに以下の目標値を設定し、毎年度計画の推進状況を把握していきます。

■基本目標１　人権の尊重と男女共同参画意識づくりの促進

施策の方向	目標とする指標項目	基準年	目標年度	指標の考え方
		H27	H33	
施策の方向 1 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	「社会全体において男女の立場が平等」と回答した人の割合	19.5%	40.0%	市民意向調査の回答結果（前年度の実績値）
	男女の固定的役割分担意識は解消されていると感じている人の割合	62.2%	75.0%	市民意向調査の回答結果（前年度の実績値）
	男女共同参画社会づくり出前講座及び地域座談会の実施回数	6 回	20 回	事業 No.1 の年間の実施回数（実績値）
	男女共同参画社会づくり講演会の参加者数	460 名	600 名	事業 No.2 の当日参加者数（実績値）
施策の方向 2 生涯にわたる心身の健康づくりの推進	子宮がん検診の受診率	27.9%	50.0%	該当年度における市の子宮がん検診・乳がん検診の受診率（実績値）
	乳がん検診の受診率	30.3%	50.0%	
施策の方向 3 あらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力を受けた際に相談できる機関を知っている人の割合	―	40.0%	市民意向調査の回答結果（前年度の実績値）

■基本目標２　仕事と家庭の両立支援の推進

施策の方向	目標とする指標項目	基準年	目標年度	指標の考え方
		H27	H33	
施策の方向 4 就労の場における男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業者表彰を受けた累計団体数	8 事業者／累計	15 事業者／累計	事業 No.37 で、事業開始以降に表彰を受けた団体数の累計
	家族経営協定の締結数	195 戸	213 戸	該当年度における市の家族経営協定の締結数（実績値）
施策の方向 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ･バランス）の推進	「ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容もよく知っている」と回答した人の割合	19.7%	40.0%	市民意向調査の回答結果（前年度の実績値）

■基本目標３　あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向	目標とする指標項目	基準年	目標年度	指標の考え方
		H27	H33	
施策の方向 6 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	委員会･審議会等の女性委員構成割合	27.1%	30.0%	対象とする委員会・審議会等の女性委員構成割合（前年度の実績）
	市役所の係長相当職以上の女性職員の割合	(市長部局等) 7.5%	15.0%	該当年度における市役所の係長相当職以上の女性職員の割合（実績値）
		(教育委員会) 7.4%	14.8%	
施策の方向 7 地域における男女共同参画の推進	地域行事などの参加が「夫婦同じ程度」と答えた人の割合	23.7%	40.0%	市民意向調査の回答結果（前年度の実績値）

第５章　計画の推進

第１節　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、下記の体制により推進します。

(1)市民、事業者、団体、関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、市が直接行う施策だけでなく、市民、事業者、団体、関係機関等が各立場で本計画の趣旨と目的を理解し、主体的に取り組むことが期待されます。これらの各主体と連携して施策に取り組み、推進します。

(2)国、県、他市町村の情報収集と連携

国や県の関係機関、他市町村から先進事例などの情報収集に努め、本計画の推進に活用するとともに、収集した情報を広く市民に提供します。また、県と連携して男女共同参画事業を実施することにより、効果的な事業運営を図ります。

(3)計画内容の周知

市の広報紙やホームページ等を活用しながら、男女共同参画に関連する情報を提供し、広く市民に周知します。また、本計画の概要版を作成し、市民に配布することで、男女共同参画社会に向けた取組を周知します。

◇計画の推進体制図

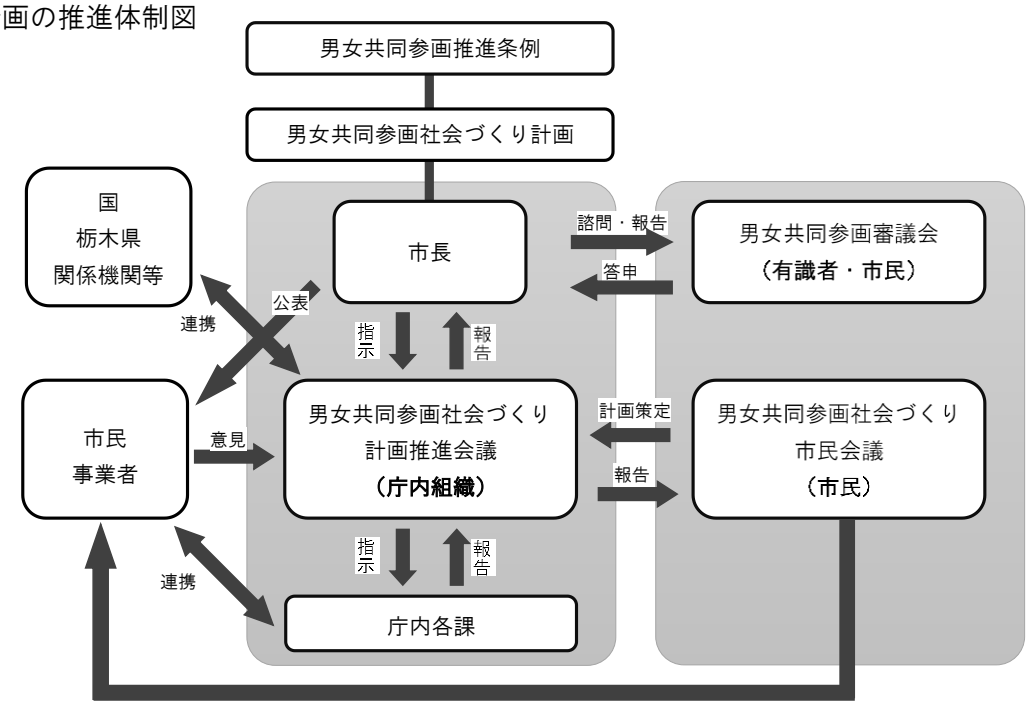

◇計画の推進にあたっての各会議の役割

●男女共同参画審議会

市長の諮問を受けて男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議し、必要と認める事項について、市長からの諮問に応じて意見を述べます。また、市が実施する男女共同参画の施策に関する実施状況について、必要に応じ調査します。

●男女共同参画社会づくり市民会議

本市における男女共同参画社会施策を市民と行政が一体となって効果的に推進するため、男女共同参画についての啓発、研修及び調査研究を行います。

●男女共同参画社会づくり計画推進会議

本市における男女共同参画社会づくり計画の策定及び計画の総合的かつ効果的な企画推進について、国、栃木県、他市町村、庁内の各課等との連絡調整を図ります。

計画の総合的かつ効果的な企画推進を図るため、毎年度の男女共同参画施策の実施状況を踏まえ、本市の課題と取り組むべき施策について検討するとともに、庁内関係各課および関係機関との連絡調整を図ります。

第２節　計画の進行管理

(1)成果の把握

施策の方向ごとに設定した客観的な数値目標について、事業の実績や市民意向調査の結果等から、毎年度成果を把握するとともに、実効性の確保に向けたフォローアップを図ります。

(2)計画の進行管理

計画に掲げた個々の取組の推進状況について、各担当課が毎年度把握、点検、評価します。その結果は「真岡市男女共同参画社会づくり計画推進状況報告書」としてまとめ、次年度以降の各取組の改善につなげます。さらに、点検、評価の結果を「男女共同参画社会づくり計画推進会議」に報告し、計画の実行性を高めるための検討を行うことで、着実な計画の推進を図ります。

また、点検、評価の結果について、「男女共同参画審議会」および「男女共同参画社会づくり市民会議」に対して報告し、計画のさらなる実施に向けた意見をいただくとともに、市ホームページ等で市民に公表します。